

平成 28 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 4 5
-

平成 28 年 9 月 15 日（木曜日）

建設環境委員会会議録

平成28年9月15日 木曜日

午前10時00分開議

午後 3時13分開議（実時間237分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第90号・平成27年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））
1. 議案第101号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第110号・契約の締結について（八代市環境センター管理棟建築工事）
1. 陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと公園横の貯砂池について・第3項
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査（八代市污水適正処理構想について）
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市斎場設備状況調査及び施設整備構想について）

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋 安 徳 君
副委員長 中 山 諭 扶 哉 君
委員 野 崎 伸 也 君
委員 古 嶋 津 義 君
委員 増 田 一 喜 君
委員 松 永 純 一 君
委員 村 上 光 則 君

委 員 百 田 隆 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	堀 泰 彦 君
市民環境部次長	國 岡 雄 幸 君
環境課長補佐	武 宮 学 君
環境センター建設課長	山 口 敏 朗 君
廃棄物対策課理事 兼課長	山 口 修 君
廃棄物対策課長補佐	坂 口 初 美 君
廃棄物対策課副主幹 兼廃棄物対策係長	谷 口 徹 君
建設部長	開 賢 一 君
建設部総括審議員 兼次長	植 野 幹 博 君
建設政策課長	涌 田 直 美 君
建設政策課泉建設 地域事務所長	福 田 広 一 君
建築指導課長	松 元 真 介 君
都市整備課長	西 竜 一 君
下水道総務課長	古 田 洋 二 君
下水道建設課長	福 田 新 士 君
財務部長	岩 本 博 文 君
財務部首席審議員 兼契約検査課長	山 本 洋 治 君

○記録担当書記 鶴 田 直 美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

してあります付託表のとおりであります。

◎議案第91号・平成28年度八代市一般会計
補正予算・第5号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、最初に、
予算議案の審査に入ります。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計
補正予算・第5号中、当委員会関係分について
を議題とし、説明を求めます。

まず、第10款・災害復旧費中、市民環境部
所管分について、市民環境部より説明願いま
す。

○市民環境部長（堀 泰彦君） おはようござ
います。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）市民環境部の堀でございます。よろしくお
願いします。（「お願いします」と呼ぶ者あ
り）

本委員会に付託されました議案のうち、議案
第91号・平成28年度八代市一般会計補正予
算・第5号の災害復旧費中、市民環境部の本委
員会付託分につきまして、國岡次長より説明さ
せますので、どうぞよろしくお願いいたしま
す。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） おはようご
ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者
あり）市民環境部次長の國岡でございます。よ
ろしく願いいたします。済みません。着座に
て御説明いたします。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） それでは、
議案第91号・平成28年度八代市一般会計補
正予算・第5号中、市民環境部が御提案してお
ります本委員会付託分の補正予算の内容につい
て御説明いたします。

済みません。補正予算書4ページの上段をご
らんいただきたいと思います。

歳出の款10・災害復旧費、項3・厚生施設
災害復旧費に10億7895万9000円の補

正をお願いしております。

次に、目ごとの補正の内容でございますが、
補正予算書21ページをお開きいただきたいと
思います。

款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復
旧費、目2・衛生施設災害復旧費に、熊本地震
災害復旧事業の一環といたしまして熊本地震損
壊家屋等解体撤去事業10億7895万900
0円の補正予算をお願いするものでございま
す。

事業内容でございますが、平成28年度熊本
地震で甚大な被害を受け、罹災証明において全
壊、大規模半壊または半壊の判定を受けた家屋
等を所有者等の同意を得たものについて、本市
が被災者にかわって専門業者に委託し、損壊家
屋等を解体撤去及び処分するものでございま
す。

本事業につきましては、さきの平成28年6
月定例会におきまして、予算額1億1794万
6000円をお認めいただいておりますが、6
月補正時点におきまして、解体・撤去件数を7
4件と見込んでおりましたものの、公費による
解体・撤去申請件数が210件と見込まれるこ
とから、今回お願いするものでございます。

その内容につきましては、節11・需用費1
53万1000円につきましては、損壊家屋等
を解体・撤去したものを一旦分別して仮置場で
保管いたしますけれども、その仮置場で使用す
る消耗品でございます。

次に、節13・委託料10億1448万80
00円につきましては、損壊家屋等を解体・撤
去し、それを仮置場として使用いたします水処
理センター敷地内までの搬入等を委託します損
壊家屋等解体撤去業務委託といたしまして4億
8090万2000円、その仮置場の運営管
理、それと仮置場からの搬出及びその処分を委
託内容といたします災害廃棄物受入及び処分業
務委託といたしまして4億9158万6000

円、並びに損壊家屋等の調査と、申請者や解体業者との協議及び関係書類の作成等を委託いたします現地調査等業務委託といたしまして4200万円がその内容でございます。

次に、節14・使用料及び賃借料182万7000円は、仮置場に設置いたします仮設トイレや現場事務所及び敷鉄板の借り上げに要するものでございます。

次に、節16・原材料費97万2000円は、廃棄物を受け入れる前の仮置場の整地に使用するものでございます。

最後に、節19・負担金補助及び交付金6014万1000円は、熊本地震により半壊以上の被害を受け、生活環境保全上、支障のある家屋等を、公費で解体する前に自費解体された所有者に対し、その費用を必要と認められた範囲内で補助するものでございまして、これは公費解体以外の20件分を見込んでおります。

補正額の財源内容につきましては、記載のとおり、特定財源といたしまして、国庫支出金を補助対象事業費の2分の1の補助率、5億3899万3000円を予定しております。

以上、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、市民環境部がお願いしております本委員会付託分の補正予算の内容についての御説明といたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（松永純一君） 自費解体の補助金の約6000万ですけど、これの積算は、上限とか、あるいは補助率とか補助金とか、1件当たりの、それはどうなっていますかね。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 自費解体費の積算でございますけれども、自費解体済みの部分が今12件ございます。それは、今、申請書が上がっておりまして、それを精査して、2532万程度を見込んでおりまして、それと見

込み分として8件ございますけれども、この見込み分の8件につきましては、県の標準単価等を参考にいたしまして、解体運搬費に要する経費というのが8件分で2250万程度、それと、それを処分する経費を同じく8件でございますけれども、1231万程度と見込んでおりまして、処分費につきましては1件当たりの処分費を153万9000円ほど見込んでおります。この見込み分8件と12件分、既に自費解体をされた分についての12件分を合わせまして6014万1000円というふうに御提案をしているところでございます。

○委員（松永純一君） 2532万ですよね、12件で。単純に、これを12で割ったら1件分が出るということでもいいんですか。それとも、いろんな面積とか量とか、トン数ですね、そういうので変わってきますか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 12件につきましては、もう実施済みでございますので、それについては申請額、それと補助する金額につきましては、公費解体で算定した額を上限とするということをしているものでございます。

御質問のとおり、その分、撤去費については、棟数で割っていただければ1件当たりが出るということになります。

○委員（野崎伸也君） 今、御説明いただきましたが、6月補正のほうで上げられた74件分ということで、1億1790万6000円ということでございまして、今回は210件分ということで提案されているんですけれども、前回の74件プラス210件ということで、全ての事業がこれで完了するのでしょうか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） まず、今までの経緯についてですね、御説明をいたしたいと思います。

まず、6月補正予算で御提案申し上げました積算につきましては、新潟県の中越地震を参考

にしながら県が1トン当たりの処理単価を示しております。1トン当たり3万3000円ということで。その時点ですすね、八代市がこの解体支援事業の申請件数を78件と見込みまして、単純にトン当たりの総量掛ける78件分ですか、を計算、済みません、74件ですすね。74件と見込んで6月の補正予算を御提案しております。

今回、9月補正予算で御提案してます積算につきましては、その後ですすね、県がその解体の物件のですね、木造なのか、鉄筋なのかということで、県の標準単価が示されましたもんですから、その標準単価を参考にしまして、9月補正要求時点でですすね、前の分を含んで210件程度というふうに見込んでおります。

だから、県の示した標準単価、構造物の材料によりまして、積算をしまして、その額からですすね、既に6月補正で御提案しております、お認めいただいております1億1800万程度を差し引いた額を今回御提案して、今度の御提案の額ということでございます。

だから、前の74件分を含んでですすね、今回は、その分を引いた残りを今回補正予算として御提案しておる次第でございます。

○委員（野崎伸也君） とりあえず内容はわかったんですけども、これ、最後、もう一つ言うたんですけども。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 済みません。もう一つの質問に答えておりませんでした。申しわけございません。

なおですすね、今回の補正内容につきましては、7月末現在で、補正予算を要求する時点で見込んだものでございます。現在もなお、住家を対象とした罹災証明の申請が週20件程度あることに配慮し、本事業、すなわち八代市の損壊家屋等の解体支援事業の申し込み期限をですすね、今まで8月31日から12月28日へと4カ月間延長しております。

したがいまして、ひょっとしたら、可能性でございすけれども、今回の見込みを超過した場合については、また次回定例会に御提案させていただく場合もあるということもお含みおきいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。前回のですね、予算の提案のときに質問ちょうか、とりあえず罹災証明とられておる方を対象にダイレクトメールとかやりますよっていう話で、御案内しますという話だったんですけども、それ以外についても、いろいろとですすね、呼びかけやっていくという話なんですすね、実際、呼びかけとかで、やっぱりふえてきているというのがあったということなんですすね。どうですか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） この前、委員会でもお話ししましたが、ダイレクトメールを6月7日、143通、7月5日に98通ということで発送しております。

したがいまして、今現在の申請数としては248件というふうな申請で、予算よりもオーバーした申請になってきております。これからまた、最後にもう一回、ダイレクトメールを、未申請者の方に全部、発送します。その中で、事業の希望があるかどうかのアンケートも含めた形で、今回お送りしたいと考えております。それをいただいたならば、大体、全体数がまたはつきりわかるかなということで考えております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あともう1点ですすね、中小企業の関係も補助対象となつとつとですけど、そちらの部分の件数とかっていうのはどれぐらい上がってきておるんですか。

もう一つ、前回の6月の委員会のときに聞いたんですけども、中小企業については罹災証明

の発行がですね、まだ、その当時はまだ検討段階だったという話だったのですが、その後のどういうふうな状況になったのか。それが発行されてなければ、これが受けられないというのが多分あったんだろうと思うんですけども。あわせて。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 今のところ、1件でございます。

それから、罹災証明書は住家以外出ないということになっておりますので、その点につきましては建築指導課と同伴しまして、罹災証明と同じ基準で、資産税課がする同じ基準で調査をしまして、そのところで半壊以上と認定できるものについては認定して、事業採択するという方針で進めております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） 確認ですけども、発行するような方向で検討していきたいという話だったんですけども、結局は、やっぱり中小企業とか、そっちには発行しないというふうに決まったんですか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） いえ、全ての、中小企業についても該当するということで、申請があれば、それについても、はい、うちのほうで調査をしまして、認定をします。罹災証明書は出ませんので。

○委員（野崎伸也君） 出ません。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） はい。罹災証明と同じ、証明書を出す同じやり方で、手法で、うちのほうで建築指導課と同伴で、認定しているというところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

とりあえず、担当課のほうでは、件数的にはわかってるということですね。最後に、今、申請されていないところについても、もう一回ダイレクトメールを送るんだというようなことでありましたけれども、多分、それぞれにですね、解体費用が手出し分というのがありますの

で、いろんなことがあって申請できないとか、一応検討されたけど、やめるとかというのものもあるのかもしれないと思うんですけども、たしか、これもう一つ、市の事業としてですよ、そういった金銭的に困っておられるちゅうかですね、方に対してはというのも、たしか、あったというふうに思うんですけども、そっちについてのおつなぎとか、そういうものは、この担当課ではやらないということですかね。アナウンス的なことは。

○廃棄物対策課長補佐（坂口初美君） 失礼します。今のお尋ねにつきましては、うちのほうの解体事業も含めましてですが、まず、罹災証明で半壊以上でないという申請できないということがございます。

今、委員さんおっしゃったのは、幾つかあると思うんですが、福祉政策課のほうからの生活支援のお金が、助成とか義援金とかが出るようですが、それについてもまずは罹災証明が必要という部分がございますので、一番最初に住民の方が伺われる資産税課さんのほうで、うちのほうの事業も含めて一元的に御案内をしていたくような協力をしていただいておりますので、ほかの課さんについても同様の扱いではないだろうかと思っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

最初のところですね、そういった対応していただいている（聴取不能）。

とりあえず終わります。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに。

○委員（古嶋津義君） 自主解体の場合、条件でちょっと異なるということではありますが、例えば、半壊以上の家で、どうしても、そこを壊して、そこに家を建てなければ、この対象にはならぬということですかね。例えば、そこを壊して、ほかのところで家を建てると、その辺のところはどうなんでしょうか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 本事業は、半壊以上の被害があったところの家屋を撤去するというのが目的でございますので、その後に、いかなる制限もございません。うちの事業は、撤去するだけということでございます。

○委員（古嶋津義君） じゃあ、その撤去した後に家を建てるとか、撤去だけして、ほかの場所に新築をされる、それは構わんということですか。撤去費用は出るということですか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 撤去をうちがしますので、あと、そこに家建てても、当然それは御自身の判断ですし、それを建てず更地にして、別のところに建てられるという場合であっても、撤去がちゃんと条件に合致していれば、うちのほうでしますので、その他の、その撤去に伴う、どうしなさいという条件は全くございません。それは御本人の判断でされていいということになっています。

○委員（古嶋津義君） その場合の、県の基準単価がありますが、その辺に、自主解体ですけど、その辺のところは領収書だけでいいんですか。

自主解体、自分でどこかに、役所が解体してくれじゃなくて、早目に自分で、危険だから、住まれぬからということで壊されて、家を建てたいということで、その解体の費用についてです。全額出つとですか。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 自主解体の場合であっても、これは国が示した、県が示した単価がございますので、それで積算をしたものを上限としているところでございます。実際にかかった金額は、公費解体の積算単価が高い場合はその公費限度で終わりです。

○委員（古嶋津義君） 上限ですね。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） それより低かった場合ですね、公費解体よりも低くできた場合は、その低いほうの分しかお払い

しません。

○委員長（福島安徳君） いいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員（中山諭扶哉君） 自費解体の解体済みに関しての期限といいますか、現状、いつまでのめどでされているんですかね。というか、もう期限は、もう終わったかどうか聞きたいんですけど。

○廃棄物対策課副主幹兼廃棄物対策係長（谷口 徹君） 自費解体にはですね、2つのパターンがありまして、申し込みが6月1日から始まっていますが、それ以前に撤去された方は撤去済みという方で、申し込み日の後に、やむを得ない理由、例えば、倒壊のおそれがあって、隣地に被害を及ぼすというふうな、その場合が自費解体でございまして、撤去済みは6件、自費解体をされたのが6件ということで、12件の実績があります。

今、申し込みを受け付けている中で、これから、そんなやむを得ない理由、緊急を要する理由で取り壊される方がいらっしゃるということで、総計8件を計上しております。

期限というのは、特に設けておりませんが。これからも申し込み、そういう理由があればですね、撤去される方が出てこられるかもしれません。

○委員（中山諭扶哉君） ホームページ確認したところ、済みません。もしかしたら、うろ覚えかもしれませんが、8月31日になっていたんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。期限です。

○廃棄物対策課副主幹兼廃棄物対策係長（谷口 徹君） 現在のところ、申し込み期限は8月31日としまして、要綱のほうはですね、変更することになっています。その申し込み期限の変更が12月31日と（聴取不能）をすることになっています。12月28日です。

○委員（中山諭扶哉君） 恐らくですね、まだ

出されてない方もいらっしゃるんじゃないかなと推測するもんですから、そういうことであればですね、そういうアナウンスのほうをですね、またお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

○委員（百田 隆君） 今、話聞いておりましたんですが、この罹災証明書を出さずにおつて、その前に自主的に解体したという人がおつた場合、それは何かの証明とか、そういうのは必要ですか。

○廃棄物対策課副主幹兼廃棄物対策係長（谷口徹君） 自主解体、特に撤去済みの家屋もそうですが、やはり半壊以上の罹災証明がないと、この事業には該当しないということになります。

それから、撤去済みの場合は、業者との契約の関係とか、あと領収書、それから今度は産廃になりますので、そこあたりのマニフェスト伝票あたりの提出も必要になってきます。

○委員（百田 隆君） はい、わかりました。

○委員（松永純一君） さっきの自費解体補助金の関連ですけど、全体で6000万ですよ、約。既に済んだ分、12件が2532万という金額だったんですよ。これを12で割れば、大体、1件当たりが出てくるということで、12で割ったら、大体211万ぐらいですよ。残る8件について、今後されるわけですけども、6000万から2500万引いたら3500万ですよ。3500万が恐らく、ちょっと詳しい説明がなかったもので、わかりませんが、積算根拠があるはずですよ。これが単純に割ったら430万になるわけですから。先にした人は200万で、後でする人は400万という乖離があったら、非常に補助金に対して不平等さが出てくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の積算はどういうふうにし

て8件で3500万かな、3400万かな、そうなるのかな。

○廃棄物対策課副主幹兼廃棄物対策係長（谷口徹君） 実績の12件分は実際の金額になりますが、これからの分、8件についてはですね、県が示した標準単価、解体に伴う運搬費、それをですね、申し込みがあつている件数の平均平米数、床面積が160平米ですので、それに掛け合わせた額と、申し込み予想の8件、それを計算しましたらば、3500万ということになったということになります。

○廃棄物対策課理事兼課長（山口 修君） 今の件ですね、確かに、今申しましたとおり、残り8件分については公費解体の費用で積算しております。これにつきましては、現在、解体を進めておりますけれども、全て公費解体の基準で業者のほうに施工していただいておりますので、この単価であれば十分、施工はできるというふうに考えております。

○委員（松永純一君） 160掛ける、その単価というのは幾らなんですか。そのあたりの積算基礎ですよ。160平米が県が言われる、認めている面積だったら、それに単価を掛けるわけでしょう、幾らか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） まず、その160平米というの、今先ほど説明がございましたように、解体撤去支援事業の申請を受けた1棟当たりの平均の平米が160平米でございます。

それと、平米当たりの平均単価でございますけれども、県の標準単価というのがですね、詳しく申しましたら、木造でですね、詳しく申しますと、上屋で平米当たり7862円、基礎で平米当たり1035円、それと鉄筋コンクリートの場合が上屋で平米当たり1万2247円、同じ鉄筋コンクリートの基礎で平米当たり2970円と、標準単価が示されております。

それで、今の申請の中身を精査いたしまし

て、大体、木造と非木造の割合が9対1ぐらいで試算をしております。あとは、解体の現場から仮置き場までのですね、交通費を見込んでおりました、そういうのを勘案いたしますと、平米当たりの1万6282円というのをしております。1万6282円掛ける160平米掛ける8件で、それは消費税込みで2250万程度、それと、今のやつは仮置き場まで持っていた場合の解体費と運搬賃でございますので、今度は仮置き場からですね、処分場まで持っていく経費が発生しますので、それにつきましては、160平米当たりで、平均的な1棟分ということで160平米当たりなんですけれども、が、うちのほうで試算しまして、153万9000円程度ということで、153万9000円掛ける8件で約1231万ということで積算をしております。

見込みの8件につきましては、合わせまして3482万という積算をして、今回御提案をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（松永純一君） 何で、これを聞いたかというんですね、市が委託料を払って解体する分は、ほとんど手出しがないと、160平米超えればあるかもしれぬですけども、そうなった場合に、これまで自費でされた方というのは210万ですから、これの内で終わったのかどうか、一人一人違うかもしれませんね。手出しがあるかもしれない。今からする分については、結構、410万、最終処分場まで入れてですけども、そこらあたりでですね、市が受託、委託して解体する分と、自費でこれまでにした分、12件と、これからする8件で、手出し分がですね、やっぱり同じぐらいでないと、不公平感が感じるなということがあって、詳しく尋ねたんです。

そこは、ないでしょうね、恐らく。自費で出す分と、不公平感というのは、この3つの種類

で、ほとんどないでしょうか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） この公費解体をですね、実施する前につきましては、市場の競争原理がありましたことから、自費解体のほう恐らく安かったであろうということが想定しておりますけれども、その分、この公費による解体支援事業が始まりまして、県の標準単価が定着しておりますので、今のところ、現在につきましてはですね、双方の大きな差はないというふうに考えております。

○委員（松永純一君） はい、わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに。

○委員（野崎伸也君） 済みません。ちょっと、もう一回教えてもらいたんですけど、仮置き場は、ちょっと、場所どこだったですか。と解体場所。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 仮置き場の場所はですね、水処理センターの敷地内にございます。新港町の。

解体場所につきましては、各家屋の現場でございますので、家屋、各現場で……。

○委員（野崎伸也君） 解体じゃなくて。仮置きから最終処分場。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） あ、最終処分場。

○廃棄物対策課長補佐（坂口初美君） 解体における廃棄物の処分場におきましては、今で15カ所ほど予定をしております。その中で5件は市外の処分場、残りは八代市内の業者さんの処分場を予定しております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 済みません。ちょっとわからぬもんだけん、教えてもらいたかったんですけど、10件は市内の業者さんの処分場だと。仮置き場に置く必要性というのは、それぞれの業者さんが受け入れきらぬけんがという話なん

でしょうか。そこで、何かば調べたいとか、いろいろしたいというのがあるけんが、仮置き場ばつくって、やるという。そこば絶対通過せぬといかぬという話なんでしょうか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 今回の解体撤去支援事業につきましてはですね、県が示しております、ルールを。まずは仮置き場を設置して、そちらのほうで分別をなさいと。で、分別した後ですね、各分別ごとに処理をなさいと。混在して持ってこられますと、処分単価が高くなりますものですから、仮置き場で分別をして、リサイクルに回せるやつはリサイクル、再資源化に回せるやつは再資源化ということで、最終的に処分するやつをそこで精査をして、分けて、処分に回すという考え方でございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

解体をする業者さんがおる。多分、解体した業者さんが仮置き場に持っていく。1つの業者。仮置き場のところで分別する業者がいる。最終的に、またそこから最終のところを持っていく業者がいて、どれぐらい分けてあつとですか。それか、もう一体なんですか、全部。

○廃棄物対策課長補佐（坂口初美君） 公費解体の作業については、仮置き場から最終処分までの工程を説明いたしますと、大体、大きく3つに分かれます。

仮置き場に解体現場から搬入してこられた廃棄物をそこで分別して、品目ごとに分けます。そこで、搬出計画、処分先等の計画を市と一緒に立てた後で、次は処分場に向けての搬送計画をして、処分いたします。

よって、仮置き場で管理運営をする業務が1つ、それと、仮置き場から処分場へ出す収集運搬の業務が1つ、それを受けてしまって最終的にごみを処分する処分業としての委託、この大きな3つに分かれて考えております。

○委員（野崎伸也君） 今の説明でいいですけ

ど、私が聞いたのは、解体から最終処分まで、仮の分別されるとも含めて、一つの業者でできるものなのか、それか全部分かれているのかという話。

○廃棄物対策課長補佐（坂口初美君） 失礼しました。業務は、旧、県の産業廃棄物協会というところで、今、ちょっと名前が変わっておりますが、そこに災害協定を結んでおりますので、災害の支援を要請しております。それを要請を受けていただいたのは南部支部ということで、八代以南の市町村の会員の皆さんで仕事を請け負っていただいておりますというところです。

それで、幹事会社というのは代表をつくっていただいておりますが、それぞれに会員の業者さんから、運搬で協力していただく会社さん、処分をしていただく会社さん、両方される会社もございませけれども、できるだけ会員さんの中からの御協力をいただいて、全部トータルでするということは余りないですが、収集運搬の協力会社、処分の協力会社というような形での協力をいただいて、発注をかけるという考えをしております。（発言する者あり）処分の方法ですか。済みません。

○委員（野崎伸也君） いや、意図するものが伝わってないので、済みません。

例えば、私の家が解体することになったと。例えば、國岡さん、次長のですね、解体業者が来たと。その人がそのまま最終処分まで行くのかと。解体してもらって、途中で、いろんな処理して、そこから搬出まで、一つの國岡業者がするのか――。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 今の、解体をして、仮置き場まで搬入をする、それと、仮置き場から、いろいろなリサイクル関係で分別して、搬出をして、最終処分まで行く。その一定の工程の中ですね、大きく分けまして、解体して仮置き場まで持っていくのが解体業者でございます。それと、仮置き場から分別をして、

処分場に持っていくのが、昔は産廃協会と言いましたけれども、今は熊本県の産業資源循環協会の会員さんに委託をお願いするということで、その業務に応じてですね、解体業者と産廃業者のほうに分かれております。

○委員（野崎伸也君） よくわかりました。はい、ありがとうございました。

○委員長（福岡安徳君） 次に進みますけれども、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） ないようです。

以上で、歳出の第10款・災害復旧費中、市民環境部所管分についてを終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前10時40分 小会）

（午前10時42分 本会）

○委員長（福岡安徳君） 本会に戻します。

引き続き、歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費中、建設部所管分について、建設部より説明願います。

○建設部長（関 賢一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の関でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、建設部所管分の本委員会付託分につきましては、植野総括審議員及び関係課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の植野でございます。

補正予算の第5号につきまして御説明いたします。座らせていただきます。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 資料は補正予算書です。横長で、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算書・第5号と書いてあるものを使います。よろしくお願いいたします。

それでは、この補正予算書の3ページをお願いいたします。

土木費と災害復旧費です。まず、この表は歳入歳出予算補正のうちの歳出の表でございます。このうちの款の7・土木費を2692万円増額補正しまして、計の65億8959万円といたしております。内訳は、項の1・土木管理費を増額するものでございます。

次に、一番下の段の款の10・災害復旧費、このうちの項の2・公共土木施設災害復旧費を1億900万円増額補正しまして、4億9595万9000円といたしております。

内訳は、18ページをお願いいたします。

18ページの中段の表をお願いいたします。款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費に、補正額2692万円を加えまして、2億1344万8000円といたしております。

内訳は、節の19・負担金補助及び交付金で、その内容は、説明欄に書いてありますけれども、まず1つ目が老朽危険空き家等除却促進事業、これが2400万円でございます。この事業は、老朽化して危険な状態で放置された老朽危険空き家の除却を促進するために、解体工事に要する費用の一部を補助するもので、今回の熊本地震によりまして、補助の申し込み件数が増加いたしまして、当初予算で対応できなくなったため、不足する分を補正するものでございます。40件分で2400万円の追加でございます。

次に、説明欄、その下の民間建築物耐震化促進事業が292万円です。これは、民間建築物の耐震化を促進しまして、地震による被害の軽減を図るために、耐震診断及び耐震改修費用の一部を補助するもので、今回の熊本地震を受けまして、補助の申し込み件数がこちらも増加をいたしまして、当初予算で不足する分につきまして補正をするものでございます。具体的には、まず耐震診断、これを20件分で172万円増加と、耐震の改修、これは2件分を増額しまして120万円の追加でございます。

続きまして、災害復旧費について御説明いたします。

まず、予算の前に、災害の概要につきまして御説明いたします。別冊で資料がございます。縦長で、右肩に資料と書いております。表題が議案第91号・平成28年度9月定例会八代市一般会計補正予算・第5号、建設部所管分と書いてあります。これで御説明をいたします。

まず、表紙から3枚めくっていただきまして、一番下にページを1と書いております。これが資料、よろしいでしょうか。縦長の、よろしいでしょうか。

1ページ目が総括表をつけております。上の段が道路災害です。9カ所で被害額が9450万円。被害の内容は、9カ所の内訳で、坂本管内が3カ所でございます。6950万円。ここは、のり面や路肩の崩壊でございます。泉管内は、6カ所で2500万円、同じく、のり面や路肩の崩壊の被害でございます。

下の段が河川です。河川は3カ所で1450万円。管内ごとでいきますと、本庁管内、坂本管内、泉管内、それぞれで1カ所の被災です。護岸の崩壊でございます。

合計が、一番下にありますとおり、12件で1億900万円でございます。

次の2ページをお願いいたします。

地図と写真をつけております。被災箇所が丸

印をつけています。緑色が泉、青が坂本管内でございます。写真は、主な被災の状況です。左上の写真、路肩側が大きく壊れております。左下、これは斜面が崩壊をしております。真ん中の下が倒木の被害です。右側は、またこれも路肩側が大きく壊れております。このような被災が発生しております。

次の3ページをお願いいたします。次は、河川でございまして。赤丸の箇所が被災しております。なお、写真のように、いずれも護岸が崩壊いたしております。この赤の大きい矢印は、川の流れを書いております。このような被害が発生しております。

それでは、補正予算書に戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

上の段の表をごらんください。

款の10・災害復旧費、項の2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費に、補正額で9450万円を加えまして、4億696万6000円といたしております。内訳は、節15の工事請負費です。梅雨前線豪雨で被災しました市道9路線の災害復旧経費でございます。

次がその下の目の2・河川施設災害復旧費に、補正額で1450万円を加えまして、4230万円といたしております。内訳は、節15の工事請負費で、説明欄のとおりで、3つの河川の災害復旧の経費でございます。

以上で、議案第91号・28年度八代市一般会計補正予算・第5号のうちの建設部所管分、本委員会付託分についての御説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） 老朽危険家屋の関係です。こちら、地震以降で相談等が上がってきて、不足する部分を補正するという話でございました。

相談の内容とか、苦情とかも書いてあったりするの、どぎゃん内容なんですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） まず最初の相談は、壊れた直後で、この家に入って大丈夫とか、そういうような安全の確認で、専門家に見てもらいたいというような相談、あわせまして、壊れたところで復旧をしたいところについては、いろいろ復旧の支援の制度とか、そういうようなものの問い合わせ等もあっております。

○委員（野崎伸也君） 老朽危険空き家除却促進事業、この趣旨っていうのがありますよね。この趣旨を見たときに、熊本地震が、それを受けてからの相談というのは、どうも当てはまらないんじゃないかなと私は思うんですね。

これの対象になるものは、いろんな人的とか、そういった周りの住居とかに危険を及ぼすものについては、これを使って解体しますよねって話だったと私は理解しているんですけども、地震以降というふうなことになるんですよ、先ほど審議しました廃棄物対策課がやっているような、そちらの事業というふうに私は思うわけなんですよ。

今、相談の内容とかという話を、相談の内容から言えば、そちらのほうかなというふうに思ったもんですから、どういう要件で、これが増加してるのかというのがよくわかりません。熊本地震を経て、これが多くなっているという理由がわからない。

○建築指導課長（松元真介君） 済みません。建築指導課の松元でございます。

今回ですね、熊本地震の影響というよりは、もともと老朽危険家屋ですから、かなり、やっぱり傷み、ダメージが大きいと。それが結局、今回の、やっぱり地震で傾斜とかですね、そういったものが誘発されて、例えば、前よりひどい状況になっているというのがかなりあったんです。

で、もともと、その建主さんとか相続人が多いんですけれども、その相続人の方は、何らかの手配をしようと思ったんだけど、やっぱり建物が、やっぱり真っすぐ建っている状態だと、やっぱり、なかなかそういう気にならぬとですね。それが今回、熊本地震で、やっぱり傾斜を受けたことによって、あ、これはもう何とかせにゃいかぬということで、急遽、この事業に、やっぱり申し込まれた方も結構いらっしゃいます。そういったところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 理解しました。

これの事業については、例えばですよ、本人ちゅうか、相続主というか、持ってる方が申請をしなきゃならぬというようなことがあると思うんですけれども、あるいは、周りからですね、これ危険だけん、どぎゃんかならぬとかいというような相談もあつとつと思うですたいね。そういう場合については、どういうふうな対応ばしなつとですか。仮に、たしか法的に変えて、八代も何かできるようになったかなというふうに思ったんですけども、代行執行とかですね。そういうふうな形のほうに進んでいったりとかというのはないんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今おっしゃいました、これは持ち主から申請があつてということですけども、相続とか、そういうもので本人がいらっしゃらないときにどうするかということですけど、おっしゃいましたようにですね、何月でしたか、本人がいないときに代理人としてですね、法的に、弁護士だったですか、何か代理人を立てて、その方に手続きしていただけるというようなやり方ができるようにしております――。

○建築指導課長（松元真介君） 所有者に限らず、相続人の方が非常に多いと。で、今、委員さんが言われたのは、空き家特措法の関係じゃないかと思います。最初に命令勧告して、最終

的に行政代執行と。

ただ、あの法律についてはですね、建物だけに限らず、例えば、繁茂している雑草地とか立木地ですね、そういったものも一緒に含まれていますので、今のところは、その空き家特措法についてどうするかというところで、市の内部で協議はしているところではあるんですけども、実際に今、実務でやれるのがですね、建築基準法の第8条に維持保全、第10条に保安上危険な建築物等に対する命令という2つの措置があります。今現在、建築指導課のほうで、その空き家、老朽危険空き家については対応しますので、そのいずれかのところで一応、対応しているかなと思うんですけども、相続人に関してもですね、一応、そういった住民からですね、問い合わせがあった場合については、当然、相続人を調べて、うちのほうから、今現在、指導はしているところです。

で、その指導していく中でですね、うちの場合が、そういった事業を持っていますので、その事業を使ってみなrandすかというところで、その活用をですね、進めていって、何件か解体してもらったケースもありますので、それを引き続き、今後継続してやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

○委員（中山諭扶哉君） 老朽危険空き家等とありますが、こちらの定義をちょっと教えていただきたい。

○建築指導課長（松元真介君） 老朽危険空き家と、今申しました雑草、立木地ですね、要するに、生活環境上、支障があるというようなものを含めて空き家と、空き家も荒れ地に入っていますので、一応、等というふうになっているところです。

ですから、今回解体なり、解体進める上ではですね、建物だけに限らず、中の内容物です

ね、内容物とか、それに付随する雑草関係、立木関係、そういったものも一応、全部ひっくめて解体というふうなことになるものですから、一応、空き家等というふうになっているところです。

○委員（中山諭扶哉君） 空き家以外にですね、倉庫とか小屋だったり納屋だったりですね、あると思うんですけど、そこら辺の対応ってどうなんですか。

○建築指導課長（松元真介君） 小屋とか物置そのものでは対象にしません。あくまで空き家の附属ということであれば、それも一応対象に一応考えております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（松永純一君） 資料の2ページの、市道乙川線の災害復旧で、これはもう現年災ですか、過年災、過年災でしょう、これは。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） これは、ことしの災害でございます。

○委員（松永純一君） ことしですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。

○委員（松永純一君） 草の状況からしても。いや、乙川線がですね、泉はだん来とらんとかい現地、ようわかっとなる人がおるかと思うとですけど、乙川線が以前災害でですね、ずっと通られんで、通行どめになっとなるわけですよ。多分、そこだろうかなって思うとですけど。これは前から地元の人たちも、通らぬ通らぬて言わすばってん、災害復旧だけん、いつされるかなと私も思うとったです。

今回上がってきたのが、この場所みたいな気がずっとですね。そこならばよかですけど。ほかん場所なら、ここばしても、まだ通らぬということになるもんだけんですね。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今

回の補正の第5号では、もう、この箇所ですけども、この箇所は、写真の箇所は、今回の梅雨の大雨での災害の箇所になります。通行どめしてる箇所です。

○委員（松永純一君） いや、場所の確認してるんですよ。起点はですね、恐らく県道久連子落合線のもので、昔の診療所があったところが起点になると思うんですが、終点がですね、ずっと久連子落合線の先になるわけですよ。その終点の手前のところが崩壊してですね、交通どめになっとなるわけですよ、現在も。もう2年ぐらいですね。だけん、まず、過年災じゃないですかと聞いたんですけどね。現年災ということで、現年でもいいんですけど。一部崩れて、また崩れたということで、現年。

場所の確認ですけど、お寺が見える真ん前のところでしょう。

○建設政策課泉建設地域事務所長（福田広一君） そうです。泉建設地域事務所の福田です。よろしくお願いします。

乙川線については、もう、今、委員さんが言われたとおり、お寺の前で。過年災というか、一部、もともと道路幅員が狭いところが一部、昨年、崩壊はしてるんで、実際は交通規制だったんですけども、それが今年度の雨で本格的に全部いつてしまったので、一応、今年度で災害復旧に上げるということで上げております。

○委員（松永純一君） それでいいわけですよ。今までずっとですね、1年近く、この市道乙川線というのが通つとらぬだったわけですから。今回、災害復旧されて通るようになるわけです。もし、別のところだったらですね、そこもしないと通らないと思ったものでですね。だけん、私は恐らく、現年災、過年災は、それはもう事務的なことですので、恐らく補助率がいいとか、起債の充当率がいいところでやってもらえばいい話です。

とにかく、僕は復旧できるということなら了

解します。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員（古嶋津義君） 民間建築物耐震化促進事業ですが、熊本地震の影響で申し込み件数がふえているということですが、今後ですよ、耐震診断補助、耐震改修の補助については、いつごろまで継続というか、その辺の期限があるわけですか。

○建築指導課長（松元真介君） 今後のですね、事業の予定ということでよろしいですかね。

御存じのようにですね、国が全国の耐震化率が今現在、住宅については82%ということで、平成32年度までの目標を95%として掲げてやっている。当初は27年度だったんですが、5年間延長してということですね。

で、市もそれに合わせまして、市が今現在64%あります。それも、やはり同じ国の目標ということで、95%ということで一応、目標は掲げておりますので、いつ終わるかという御質問に関しては、今後も一応継続していきたいということで、一応答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（古嶋津義君） じゃあ、当分は継続。

○建築指導課長（松元真介君） はい。

○委員（古嶋津義君） していくということで理解していいんですね。はい、ありがとうございます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（松永純一君） もう一つ、上の門打越線ですけども、これはですね、ちょうどそのとき通りかかった人がですね、下のほうに車ながら落ちとるわけですね。七、八メートル。聞いてみたら、ちょうど水たまりがあって、運転していったら、そこからちょうど崩れるのにあって、下にどんと落ちていったと。恐らく、所有

者である市の責任もあるんじゃないかなと思ったんですけども、そこあたりの賠償とか補償とかというのは、もう建設部とは関係ないということではいいんですかね。関係しておられますか、それについても。

○建設政策課泉建設地域事務所長（福田広一君） 今回、ちょうど雨が降りまして、通りかかれた方が、ちょうど崩土が起きた状態と一緒に車も落ちたって、6メートルぐらい下のほうに落ちたもんですから、一応、市の保険のほうで一応、賠償という形で今、交渉をしている段階です。車は一応、100%、市のほうの責任ということで、一応お話をしております。

以上です。

○委員（松永純一君） はい、了解しました。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で歳出の第7款・土木費及び第10款・災害復旧費中、建設部所管分について終了します。

これより採決いたします。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） 次に、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第

6号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、第7款・土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（間 賢一君） 引き続きまして、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号の、建設部所管の本委員会付託分について、同様に植野総括審議員兼次長並びに関係課長より説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 建設部、植野でございます。

引き続きまして、補正予算の第6号につきまして御説明いたします。座らせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） それでは、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算書・第6号と書いてある資料で御説明いたします。

まず、2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正のうちの下の表の歳出でございます。

このうちの款の7・土木費を620万円増額補正しまして、65億9579万円といたしております。項の3の都市計画費の増額でございます。

この補正は、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりの一環としまして、新庁舎周辺の道路の整備や中心市街地の町並みの景観整備などを実現するために必要な調査や計画策定に要する経費を補正するものでございます。

補正の内容を説明いたします。予算書9ページをお願いいたします。下段の表をごらんください。

款の7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費の補正額が620万円でございます。内訳は、節13・委託料で、内容は説明

欄に記載しておりますとおり、1つが景観計画策定事業、これが320万円、もう一つが庁舎周辺道路計画事業が300万円でございます。

まず、景観計画策定についてでございますが、八代市の中心市街地に立地します庁舎の周辺地域には、アーケード街を初めとしました商店街がございます。また、八代城跡や寺社仏閣、歴史的な建物、町並み、球磨川の自然など、貴重な地域資源があります。

そこで、新庁舎の建設を好機としまして、商店街への人の流れを生み出すとともに、さまざまな、この地域の資源を生かして地域全体の魅力を向上させ、にぎわいの場をつくり、中心市街地を活性化させたいということでございます。そのためには、道路や町並みなどの地域の良い景観形成が重要でございます。そのための有効な手法としまして、まず景観法に基づきます景観計画を策定をしたい。それをもとにしまして、良好な景観の形成に向けて規制、誘導を図って、国や県の各種補助事業や支援制度を最大限に活用しまして中心市街地のまちづくりに取り組んでいこうというものでございます。今回は、その景観計画の策定に要する経費を補正するものでございます。

地域の景観は、民間の建物や施設空間と、あと公共の施設空間が一体となって形成をされるものでございます。このため、この地域の良好な景観形成に向けまして、官民が連携して一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、計画策定の段階から市民に参加いただけるように、この計画策定に当たっては、アンケートの実施とか説明会の開催、ワークショップの実施などによりまして、市民や地元の企業、団体の方々の意見も聞きながら進めたいと考えております。

なお、この期間が2年程度を要すると見込んでおります。このため、債務負担行為を設定しております。

内容は、3ページをお願いいたします。

この表の上から3番目、景観計画策定業務委託です。期間が平成30年度まで、限度額が1480万円でございます。

ここで、別冊で資料をお配りしております。これの御説明をいたします。縦長です。右肩に資料と書いて、議案第109号・平成28年度9月定例会八代市一般会計補正予算・第6号、建設部所管分と書いているものでございます。

それを表紙から2枚めくっていただきまして、1ページでございます。表題に、景観計画策定についてと書いているページでございます。

この計画は、景観法に基づくということで、景観法とはということで、景観法のことを1番に書いております。それと、景観行政団体という団体になることになりますので、そのことを書いております。あとは、景観における市町村の役割等があります。一番下に流れを書いております。四角い箱を矢印でつないだものを書いております。この左から3番目、真ん中に、景観計画と四角で囲んでおります。この景観計画を策定するものでございます。

概要は、一番下に書いていますけど、景観地区を指定しまして、良好な景観形成のための方針や基準を規定するということでございます。この計画を策定して、その右にありますとおり、景観法に基づく施策を実施をしていくということでございます。

なお、この左のほうに、景観条例、景観行政団体移行とありますが、この手続は景観計画策定とあわせて進めていくことになります。

次に、2ページ目をお願いいたします。

四角、3つありますが、下の段の二重で囲んだ四角です。景観で、どういうことをするかということですけど、地区を設定しまして、その地区での2通り、1つは地区にふさわしくない景観を規制をしましょうと、もう一つは、ふ

さわしい景観を保全したり、誘導したり、新しく創出をしたりしましょうというようなものがございます。取り組みは、民間でやるもの、市でやるもの、それぞれございます。

次に、2ページめくっていただいて、4ページをお願いいたします。

カラーの絵を描いてあります。イメージ図でございます。景観計画のイメージでございます。地域の絵を、鳥瞰図を描いてありまして、おおよそ外側にオレンジ色で線を引いてあります。これが景観計画の全体の区域でございます。八代の場合でいきますと、これが八代市全域の区域でございます。この中に、特に重点的に取り組む区域というのを指定をいたします。赤で囲んでおります、景観地区と書いてありますけれども、この絵でいきますと、2つ例を書いています。右側は、1つは、これはお寺の絵のようですが、お寺周辺の区域を1つ指定すると。下のほうに書いてありますのは、鉄道の駅とか、大きな道路、その辺の周辺地域を景観地区というふうにしてあります。

今回の場合では、新庁舎周辺の中心市街地、そこも、このような赤で囲ったような地区を定めて取り組んでいくということになります。

次の5ページをお願いいたします。

次の5ページは、景観整備に関する国の補助事業の一つの例をつけております。

真ん中の下にイメージの絵を描いてありますけれども、どのようなことができるかということですが、1つは、道路沿いの建物、民間建築物もですけど、それを周辺と調和するように外観を整備をしたり、あるいは生け垣を整備したり、道路につきまして植栽したり、道路を美化するとか、街路灯の整備、あるいは現在あります建物を活用した集会所などの整備、このようなものに対して補助があるものでございます。これが一つのイメージでございます。

次のページの6ページも、整備のイメージで

書いてありますけれども、写真で、書いてありますような下のほうに、一番下でいきますと、今ある建物を改装、開放的な空間をつかって、飲食店として利用しようとか、あるいは歴史的な資源、既存の建物あたりを観光案内所として活用しようと、そういうようなイメージです。そういうような事業がございます。

続きまして、予算書の9ページに戻っていただきまして、この一番下の説明欄の下のほう庁舎周辺道路事業計画300万円でございます。

これにつきましては、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりを進めるために、庁舎の周辺における、この地域の安全で円滑な道路交通を確保するとともに、新庁舎の敷地内の建物や通路、駐車場、あるいは道路等、庁舎の出入り口、そういうものの配置計画に関係します周辺道路の整備に必要な将来の交通量の検討とか道路の設計、あるいは交差点の計画、設計等に要する経費を補正するものでございます。

この事業も、単年度で終わらないものですから、債務負担行為を設定しております。

3ページをごらんください。

この表の一番下、庁舎周辺道路計画業務委託で、期間は平成29年度、限度額が860万円でございます。

以上、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号のうちの建設部所管分、本委員会付託分の補正の内容についての御説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（松永純一君） 今回、景観計画を策定される、まず1つは、エリアなんですけれども、ちょっと聞き漏らしましたので、質問いたしますけど、ここにイメージ図があります。鳥瞰図ですから、平面図より、ちょっとエリアがわかりにくいんですけども、このオレンジの範囲以

外での計画を策定されると、その中で、この赤い部分のところは、いわゆるコアゾーンというか、そういったことで詳しく、国の補助対象となるような事業にするためにされるのか。このオレンジのラインと、この赤のラインをちょっと明確に教えてください。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） このイメージ図で御説明します。

今おっしゃいましたように、オレンジの区域が景観計画の全体の区域でございます。で、コアゾーンとおっしゃいましたが、この赤で囲んだところ、特に景観について重点的に取り組もうというところを設定をしまして、取り組んでいくということでございます。

オレンジの区域は、八代市の区域全域でございます。区域全域では、全体的な大きな景観の規制、誘導をやるということでございます。

それと、この赤で囲んだところは、重点的にということで、規制、誘導以外の整備等にも取り組んでいくと、あわせて、この地区限定のきめ細かな規制、誘導もやっていくということでございます。

全体を大まかな共通のルールをつくって、この特別、区域を指定したところについては、それぞれの地域の特性、特徴に合わせて、よりよい、重点的に景観を創出していこうというようなやり方でございます。

○委員（松永純一君） 平面図でいったら、八代市全体がオレンジの、いわゆるの市の境界ラインがオレンジのラインということでいいわけですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。市の全体でございます。

○委員（松永純一君） そうすると、その中の景観形成の事業については、国の補助事業となるのは赤い線の内側ということでいいんでしょうかね。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 重

点的にする赤の区域でやります。これを地区を、住民の意見を聞きながら設定をしていくということでございます。

○委員（松永純一君） これに書いてあるとおりですね、これは景観形成というのは、やっぱり民間の部分もかなり入ってくるんですよね。公共でやる部分もあるんですけど。民間も一体となってやらなければ、その成果がなかなか出にくい部分があるんですよね。

民間がもし、やる場合にですよ、何かの、民間に対する金銭的なのか、インセンティブはあるんですか。例えば、その国からの補助金を市が受け入れて、補助金としてやるとか、あるいは民間の人が金を借りたときに、その利子補給を市がやるとか、いろいろやることはあると思いますが、民間に対するインセンティブは何かありますか、今回のことでは。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 資料の5ページをちょっと見ていただきますと、例えば、これは街なみ環境整備事業という事業の制度の概要でございます。その中で、民間にも助成がございます。民間の建物についてですね、修景をしたり、この図の左下の四角で囲んだところで1つ例があります。住宅等の修景と書いてあって、括弧、外観の修景の整備とあります。これは民間の建物につきまして、外観を周辺と調和したものにするとか、そういうようなものをやる、そういうときに、一番下に交付率と書いてあります。2分の1、3分の1ということで、民間は3分の1の助成がございます。公共は2分の1です。

○委員（松永純一君） ありがとうございます。

もう1件、計画策定が3年度間で1800万です。ちょっと古い話ですけど、以前、県はですね、単県事業ですけど、景観形成促進に対する計画策定に2分の1の補助を出しておったんですが、次長は県の出身ですので、今、そ

ういった制度はもうないんですかね。景観形成計画策定に、要するに市町村に対して2分の1補助が以前はあったんですが、今はありませんか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） ちょっとですね、今把握してません。済みません。ちょっと確認しまして、制度があれば活用したいと思います。

○委員（松永純一君） はい、お願いします。

以上です。

○委員（百田 隆君） 今の説明を聞いておりますと、中心市街地に人の流れをします。大体、以前ですね、中心市街地基本計画、活性化基本計画、総理大臣の認定を受けとつとですね、まちなかは。それによって、どんな人の流れがなったかちゅうと、あんまり効果はなかったような話は聞いております。

これをすることによって、大体どのくらいの人口、今と比較してですね、流れは多くなるかというような算定ちゅうか、目標、そういうのは立てていらっしゃるんですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 具体的な数字は、今のところはつくっております。

○委員（百田 隆君） やっぱ、こういういい案を出されるからにはですね、ある程度の予測というか、目標ちゅうか、そういうのを立ててされたほうがいいんじゃないかなと私は個人的に思っております。よかったら、次回でもいいですから、大体どのくらい、これを、この計画を実行すれば、ふえるだろうなというふうなことがあれば教えてください。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員（野崎伸也君） 済みません。今の景観条例のやつなんですけれども、これをつくることによって、いろんな国の補助金がもらえるからということをつくるような話だろうと思うん

ですけれども、これは平成15年から、こういった補助、策定のあれがあったんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 景観法が平成16年にできております。それから景観について、景観行政団体というのに市町村がなって、順次取り組んでいっております。

先ほどの事例の事業ですけど、これは具体的にいつからだったかというのは、ちょっと、済みません。まだ把握しておりませんでした。

○委員（野崎伸也君） 多分、前からあったんだろうと思うんですよ。この法律ができてから、補助金やらぬと進んでいかぬというのがあるんで、アナウンス的なことは前からあったんだろうと。ただ、八代市においては、熊本県ですかね、のほうが全体的に、熊本県内全体的に市町村のやつをやられておって、あとは各自治体が手を挙げればという話で、ということだったんだろうと思うとですよ。

前につけてあつとですが、資料につけてあつとですけれども、県全体ですね、地域のやつをつけてありますけれども、灰色のところは、ちょっとようわからぬとですが、もう既になっているのかどうか、わからぬとですけれども、八代のほうですね、白ということで、まだ取り組まれてなかったというようなことで、今回、市庁舎建設に合わせてというような話だったと思いますけど、もうちょっと早くですね、私は、してもらいたかったなというのがあったんですよ。

というのが、百田委員も言われたんですけど、中心市街地の関係と、これ密接に関係して思うとですよ。だもんだいけん、何で、こがんとば、多分、その当時も、私は、あつと思うとですよ。何で活用さっさぬだったんだろうかというところがあつたもんなんですけんが。

とりあえず、今回つくられるということですので、前置きです、今のは。

今回、これをつくることによって、補助金使

えるから、非常に有利なんだと、メリットの部分をちょっと話されたと思うんですけども、ただですよ、デメリットの部分ないのかなというふうに私は考えたですよ。

というのが、これは計画を策定されて、条例をつくって、団体に移行して景観計画をつくると、で、それが進められていくという中で、新たに開発されるときに、そういった景観に、これは抵触するんじゃないですかというふうなやつを規制するのかどうか。今、この景観を見たときに、重点地区というふうなところ、赤で囲まれたところがやるんですよという話。例えば、市街地ですよ。そういったところをやるとなったときに、既存のものは、これは景観の条例の中で、これは合わぬよねと、じゃ、撤去してくださいよという話になるのか。そういう分がどうなのかと。

○建設部長（関 賢一君） この景観につきましてはですね、前々から八代市も、いつ取りかかろうかという中で、県からとかですね、国からの指導を受けながらですね、やってきたんですけども、今回が一番タイミング的によかったと。

例えば、山鹿なんかは、八千代座周辺ですね、豊前街道、あの整備をやるときに、この景観団体になったということで、そのタイミングを見てたというのが現状でございまして、そういう中で、委員の御質問でございますけども、規制するといった場合に、例えば、今、新駅周辺が用途の制限をしております。いう中で、当然、その用途にはまらない建物もございます。そういうのを不適格というふうなことで、すぐですね、ここはこういうふうな建てちゃならぬものを建ってますよというのは、もう既存に建ったものに対してはですね、もうこちらからは、もう指導しかしません。だから、今度、建てかえられるときとか、いうときには、例えば、不適格であれば、もうその規模の拡大はで

きませんし、現状であれば、もうずっといけるというふうなことですね、強制力については、もう、そこまでの強制力はないというふうに考えております。

だから、景観もですね、当然、色とか、建物の色とかですね、いきなり変えてくださいといってもですね、それはおまえたちがさ、後からかぶせたもんだろがということですね、何でもそうなんですけども、法律が後でかぶったときにはですね、それに抵触するものにつきましては、何か、建てかえとか、撤去するあれがあるときにですね、実際かかってくるというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

既存は、建物の色だったり、看板等について、すぐ撤去というような話は全くないと、やりかえるときにやってくださいよというふうな指導をということ。確かに、これができれば、そのときには、またさっき言われたような、その補助金等があるんですよという御案内もできるというふうなことなんでしょうか。どぎやんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 民間の方にはですね、こういうことで地区用途の方向性を皆さんの合意を得ての計画つくりますけども、それに合わせて誘導していくという中で、そのインセンティブといいますか、そういうことで、先ほど、3分の1の補助とかありましたけれども、そういう制度をどんどん御案内してですね、取り組んでいただくようにしていきたい、そして、官民一体でやっていきたいというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あと、この事例的なところで、5ページで見ていただいたんですけども、これ、協議会の、何か、協議会活動の助成とかというのがあったんですけども、実際、協議会というのは何かつくろうとかっていう計画が八代もあられる

んですか。これは事例だけん、こやんやっつの
ととつともかもしれぬですけど。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　こ
ういう計画をつくっていくとき、今考えていま
すのは、市民の意見を聞きながらということ
で、説明会したり、ワークショップしたりとい
うことですが、そういう中で、地区ごとに
いろいろ検討するときに、協議会、そういうの
をつくってやろうというときには、こういう助
成もありますのでですね。そういうのを、その
地区によって必要に応じて、今から2年ぐら
いかけていく中で、必要に応じて考え、つくっ
ていきたいと思っています。

○委員（野崎伸也君）　今、今のところ、構想
的に、どこら辺の方々とつていう、あるんです
か。例えば、中心市街地のあれが一番なんだろ
うとは思いますが。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　中
心市街地はもちろんですけれども、それ以外で、
それぞれの地域で景観、特色のあるところ、資
源のあるところについては設定をしていきたく
と思っています。そういうことで、全域で説明
はやって、意見を聞いて、地区ごとに住民の合
意、盛り上がったところについてはですね、協
議会なりで検討して行って、地区を設定して
いきたいと思えます。

これがまち、都会風の景観だったりとか、田
園風だったりとか、歴史的な景観とか、いろい
ろな、それぞれ特色に応じて地区設定してでき
ますので、八代には、そういうのが地区ごとに
いっぱいありますと。そういうことで、地区は
複数箇所で行っていくことも可能です。で、意
見聞いて、設定していきたいと思っています。

○委員（野崎伸也君）　わかりました。

あともう1件なんですけど、今まではいろい
ろな広告物だったり、そういったものを設置す
るというようなときに、県の条例に縛られとつ
たというふうに思うんですけど、これができた

場合、つくった場合は、八代市といろいろな協
議で済むということで認識よろしいですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　お
っしゃったようにですね、今は県の条例で県全
域かかっています。八代は、そうです。今度、
八代が景観団体になって、条例つくってすれ
ば、もう八代市との協議になります。

○委員（野崎伸也君）　そこに縛られると。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　は
い。

○委員（野崎伸也君）　それだけ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　で
す。

○建設部長（間　賢一君）　あくまでも県との
協議の中ですね、権限移譲とかがあった場合
につきましては、もう市のほうと。そのとこ
ろは、まだ、県との話し合いの中で決まってく
ると。

○委員（野崎伸也君）　わかりました。

○委員（増田一喜君）　この中で、5ページの
ほうですかね。空き家住宅等の除去にも、何
か、交付率2分の1出てるけど、うちで今やり
よる老朽危険空き家等の除去促進事業ですか
ね、これにも出てるんだけど、これも国庫支
出金が2分の1と。これとこれは連動しとつと
ですか、それとも別々のものであるのか。それ
と、もし別々だったら、両方一緒に使えるよう
なことになるのかな。これができてくれば、結
局、使えるようになれば、今やってるのと連動
しながら、両方一緒に使えるならば、そういう
時はどやんなつとですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君）　こ
の資料でも、空き家等の除却補助2分の1とい
うのはありますけども、これは地区の良好な景
観を形成するために、例えば、景観を阻害す
るようなもの、そういうような場合に必要な場
合には除却もありますよということで、補助メ
ニューに書いてございます。

今、これ以外で普通にやってます老朽危険空き家、あれとですね、同じ制度ではないと思います。ただ、両方活用できるようであるならば、少しでも有利になるように、そこは手法は研究をしていきたいと思います。

老朽危険は、危険なものの撤去ですけど、これは地区の景観を良好なものにするために必要な場合に除却をするというふうな制度です。

○委員（増田一喜君） これからすれば別だろうとは思うんですけどね。できれば、2分の1をこっちでできて、それでもできない部分があれば、こっちがもしできれば、これをすれば丸々10割使えるかなというふうな気がしたものですから。できれば、そうなってほしいなと思います。希望ですけど。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） 一番最初の説明の中でですね、中心市街地のほうがこの景観地区に当たるんでという説明でございましたけど、今さっきの野崎委員の答弁の中では、いろんな地域で手挙げたところというか、やる気があるところに関しては検討していくということで、そういう確認でよろしいですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） そういうことでございます。

○委員（中山諭扶哉君） 当然、市が持っています観光施設とか、そこら辺も当然、対象になるという理解でよろしいですかね。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 観光施設の――。

○委員（中山諭扶哉君） 観光地。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） ああ、観光地、はい。観光地での景観形成ということで、そういうところでもやろうということで、地域で意見がまとまれば、対象になります。

○委員（中山諭扶哉君） 実際、これ、いつごろから、その説明に入るとか、そういうスケジ

ュール的なものは考えられているんですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） スケジュールですけども、まず、予算が認めていただけましたならば、早急に、この調査を委託をしたいと思います。そして、進め方で、期間がおおよそ2年間ぐらいかかります。今が28年度の半ばです。で、目標は30年度の半ばです。そういう中で、年度でいくと3カ年にまたがりますけども、そういう中で、まずは今年度、市民のアンケートをやりたいと思っています。あわせて、各地の現在の状況、現況の調査、そういうものをやりたいと思っています。そして、次に、調査した結果、アンケートの意見の結果の解析、分析だったり、現況調査の整理あたりをしていきます。

そういう中で、具体的に、あとワークショップをしたりして意見を聞いていきますけども、そういうふうなものを、最初、アンケートの結果が大体、集計できる年度後半、年度末から新年度の初めぐらい、それぐらいに、何か、地区をどう考えるかとか、そういうような意見を聞くために、何らかの形で住民の方とやりとりができればと思っています。そして、ずっと議論していったら、箇所が決まっていったら、30年度になって、半ばぐらいと申しましたけども、そこででき上がって、それから実際、具体的な取り組みということになってきます。

○委員（中山諭扶哉君） 住民自治だったり、協議会だったりですね、恐らく、その地域地域、校区のですね、地域地域には非常に、こうしたいというような、こういう町並みにしたいというのがあると思うんですね。できるだけ多く対応していただけるようにですね、こういう地域はこういうふうな町並みがあるんだよと、観光の資源の一部にでもなれば、非常に有効になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ説明のほう、大変でしょうけど、校区内ですね、ぜひ、くまなくやっていた

だきたいなというふうに思います。

○委員（古嶋津義君） 1点です。庁舎周辺の道路計画事業についてお尋ねをいたします。

いただいた資料を見ますと、交差点設計とあります（聴取不能）、これについては交差点を改修をされると、改良されるということで理解していいんですかね。

それと、もう1点は、交通流量の現況把握等々と出ておりますので、この辺の中身は、バスの停車等といいますか、ターミナルといいますか、それとタクシー等の乗降場等も、委託されるんですけど、計画の中には入っているんでしょうか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 今おっしゃいました交通の実態を調査をする中ではですね、道路交通に影響を与えるようなもの、バスだったりタクシーだったり、そういうのも含めて確認はいたします。

ただ、この調査の中では、バス停をどうするかとか、そういうところは入ってはおりません。

○委員長（福島安徳君） 交差点の事業。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 済みません。交差点ですけども、道路を改良するときに交差点につきましては、右折レーンだったり、そういうものをスムーズに流すために必要になってきます。そういうようなことで、交差点の改良をいたします。

あわせて、市役所の南側の交差点の、何ていいますか――。資料のですね、済みません、7ページ、一番最後のページにですね――。

（「下のほうですね」と呼ぶ者あり）図がありますが、はい。下です。下も、交差点です。現況はですね、クランク状になってます。円滑に流すためにも、安全上もよくない状況になっています。ここは、交差点を改良をいたします。

先ほど申しました一番上のほうにも交差点で丸を書いていますけど、ここも交通の流れを解

析をしまして、例えば、右折レーンをどれぐらいにするとか、そういうものは検討して、必要に応じて改良もやってまいります。

○委員（古嶋津義君） その上のほうの交差点については、ちょっと右折レーンもそうですが、信号のことについては公安委員会でしょうばってん、矢印の、ちょっとなかと出にっかところのあるわけですね、あそこは。向こうから来たときですね。その辺のところは、信号機については公安委員会でしょうから、それはそれとして、その辺のところ、要望をしておきたいと思います。

以上です。

○委員（野崎伸也君） もう1点、景観のやつ聞きますけれども、景観条例をつくる、そして計画されるときにいろんな、されるまでにいろんな意見聴取をやっていくという話で、策定をされていくんですけども、その後、きょう、予算の関係で委員会に提案されてきたんですけども、途中段階でいろいろと御説明とかっていうのは今後もあられるのでしょうか。

○建設部長（関 賢一君） この景観計画につきましては、ちょっと長年になりますものですから、途中途中でですね、の御報告はですね、やぶさかではございません。

○委員（野崎伸也君） やぶさかではないということですけども、ぜひですね、してほしいというふうに思います。

今、中山委員も言われたように、いろんなところでですね、私は最初思ったのが、中心市街地というふうな話をされて、庁舎建設に絡んでという話をされたもんですから、多分、あそこだけなんだろうというふうに思ったんです。でも、よくよく鳥瞰図とか、いろいろ見せられて、いろんなところにですね、いろんな資源もあるし、いろいろやったほうがいいんじゃないかと。多分、最初は、市のほうが指定してから、多分やっていかれるんだろうなと私は思っ

てたもんですから。そういうふうな質疑の中で、いろいろと出てきましたんで、もしよければですね、市域全域ですよ。やっぱり、いろんなところとやられて、多分、いかれるような話を今されましたんで、議会のほう、委員会のほうにもですね、逐次、今どういった状況だと、アンケートとかについてもですね、やぶさかでないと言われましたので、ぜひ報告、途中段階でもですね、報告いただければと思います。これは意見です。

もう1点です。周辺道路の関係ですね。業務委託ということなんですけども、ここをなぜ選ばれてるのがよくわからないんですけども、何でなんですか。ここをしなきゃならないという、その理由。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） これのですね、黒の線が現在の地形を書いています。そして、都市計画道路です。中央線といいますかですね、この青の斜線で今、道路の幅を書いていますけども、これで今現在、都市計画がしてあります。

これで見てですね、一番下の丸で囲んだ交差点のところですけど、ここがちょっと少し、中心線がずれてますので、少なくとも合わせる必要がございます。

あわせまして、この絵を見ると、少し庁舎の中に、現在の敷地の中に入っております。で、庁舎を今から、基本設計ですか、いろいろ建物周辺の配置計画とか、そういうのも出てまいります。そういうことで、一帯で調整しながら計画を進めていきたいと思っています。

○委員（野崎伸也君） 都市計画道路だいけんがということで上げていただいているらしいです。

あと、下の交差点のところ、若干、今既存のやつとすれば、ずれとるけんがというふうな話で、実際はもう少し、どっちかに、この中心線、赤の中心線ですかね、こっちのほうでいき

たいんだろうなというふうに思うわけなんですけれども、その計画でいけばですたい、今の計画でいけば、下の丸で囲まれたところですよ、の話なんですけれども、この下のほうのところさがわっていくということもできますよね。どぎゃんでしょうか。

○建設部長（間 賢一君） 市役所の敷地外の、例えば、教会とか、なかなか教会につきましてはですね、できるだけ道路の中でおさめたいなというふうに考えております。要するに、教会のほうまでは食い込まなくて。どうしても必要があればですね、教会のほうにも相談しなければなりませんし、そういうふうなことをですね、全体的に今回の調査でですね、洗い出して、そして今後、市役所とつくる、一体となっておりますね、この道路も考えていかなければならないと考えておりますので、一緒に、庁舎の建設の基本構想、基本計画、基本設計の中でですね、考えていきたいというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

いや、今、庁舎建設のやつですね、いろいろと進めて、議会のほうでもやってるんですけども、実質的に、この道がこういう計画があるということになると、実際は、この全部の敷地面積をですね、使えるというような考えじゃなくて、若干、こういうふうにずれていくというのも、やっぱり頭に入れとかぬといかぬという話なんです。わかりました。はい、ありがとうございます。

○委員（増田一喜君） この図面を見て、専門家じゃないから、よくわからないんですけど、要するに、市の道路線型の検討とかしてある、赤、オレンジ、黄緑ですか、は、これが道路の中心線にて考えたときに、これに沿って道路ができるだろうというような想定の中での、この線なんですか。いっぱい線があるけん、どこが中心線なのかなと、わからぬし。

それと、これをしたときに、既存の道路がありますよね。総合病院と今、役所との合い中の。ああいう道路は、どうなるのかなと。これ、でかいのがぼんが入ってきたときに。そこからあたりをちょっと説明、聞きたいなと思います。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） まず、この線を3本、赤、黄、緑と引いてあります。これはですね、道路の中心線をイメージして書いています。ここの道路計画をどうするかというのをですね、考え方としまして、極力、総合病院側に寄る案が、イメージですけどですね、が赤、反対に庁舎側に寄る案が緑、その真ん中、間が黄色ということで、これをどういうふうにするかというのを検討していきたいということです。

あわせてまして、今の道路が、現在の道路が余ってまいります。余りますので、ここはもう車が通る必要ありません。そこの土地利用をどうするかというの、あわせて考えていきます。この余る道路を少なくするのか、多くするのか、多くして、より使うようにするのかと、そういうのも含めて考えていきたいと思っています。

これは、道路中心線の検討のイメージです。

○委員（増田一喜君） だったら、それからすると、一番、オレンジ線が中心線だったら一番いいように見えるんですけどね。緑なんか、曲がって曲がってというような感じだし。赤も大きく曲がっておるけど。何で、この3つが考え出されたのか、ちょっとわかりづらい。オレンジ1本だったら、まだ、わかるんですけどね。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） この3案に絞ったということではなくて、イメージとして、真っすぐ行く案、病院側に寄せる案、庁舎側に寄せる案ということでですね、イメージで書いております。そういう中で、どれが一番いいのかというのを比較検討していき

いということで、その考え方のイメージとして、ちょっと3本線を入れております。

○委員長（福島安徳君） いろいろと今から計画準備していかれると思います。どうぞ、いい道路になりますことを願います。

○委員（村上光則君） この景観計画策定事業、初めて聞いたけんですが、さすがに、そういうことを考えて、中心庁舎のですね、今のところに建設をするということで、私ももう、それなら、やっぱし、そういう計画があつていいかなというふうには思っておりましたが、今回、中心商店街の皆さん方も非常に、あればぎゃんかしてくれんかなという思いがですね、ありますので、しっかりした計画を持っていっちょ頑張ってください。

○委員長（福島安徳君） それでは、意見出尽くしたようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 景観については、先ほど意見を述べさせていただきましたので、逐次、報告のほうをですね、よろしく願いいたします。

あと、道路関係なんですけれども、堀側にももう1本ありますよね、道路が。こちらを通られているというのは、結構、使われているのがあります。今現状ですね。多分、知っておられると思いますけど。

八代市の庁舎というのが、防災拠点というのを目指してやっているというふうな話なんですよ。そういった場合、新しい道路、これは非常に重要だと思うんですよ。臨港線まで、ずっとつながっていくという話なんです。もう、ここん先、東高の前とかもですね、秀岳館の前とかも、どぎゃんかせないかぬというふうには思いますけれども。

あわせてですね、入り口がこっちだけ、こっちは、堀側んとは狭いというのが意識的に私はあつとですけれども、どっちともですね、使え

るように、入り口、出口ですね、というような形で使えるような形で、もう少し、こっちの堀側の整備もですね、ちょっと考えてもらえぬかなと、庁舎建設にあわせてですね。というのを一応要望、意見をしておきます。

○委員長（福嶋安徳君） 意見も出尽くしたようです。

これより採決いたします。

議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））

○委員長（福嶋安徳君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（関 賢一君） 議案第94号・専決処分の報告及び承認につきましては、建設部所管分の本委員会付託分について、引き続きまして植野総括審議員兼次長並びに関係課長より説明いたしますので、よろしくお願いします。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 植野でございます。引き続きまして、議案第94号について御説明いたします。座らせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 資料は、表紙に八代市議会9月定例会議案という厚い資料でございます。

これの表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

議案第94号・専決処分の報告及び承認についてでございます。

次の2ページをお願いいたします。

専決処分書ですけれども、7月21日付で専決処分しました平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号につきまして報告をして、承認を求めるものでございます。

建設部所管の本委員会付託分につきましては、熊本地震及び梅雨前線豪雨で被災しました施設の復旧や応急処置に要する経費で、早急に執行する必要がありましたので、専決処分を行ったものでございます。

では、議案書の3ページをお願いいたします。

平成28年度八代市一般会計補正予算書・第3号です。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正のうちの下段の歳出でございます。

このうちの款の7・土木費を310万円増額補正し、65億6267万円といたしております。項の2・道路橋梁費を増額するものでございます。

次に、その下の款10・災害復旧費のうちの項2・公共土木施設災害復旧費を9261万2000円増額補正しまして、3億8695万9000円といたしております。

内容につきましては、まず13ページをお願いいたします。

ここの中段の表をごらんください。

款の7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費に310万円の増額補正でございます。

その内訳は、節の13・委託料でして、説明欄にありますとおり、災害関連の道路維持事業であります。熊本地震の後に、市道のり面の緊

急点検を実施をいたしましたところ、落石や崩壊などのおそれのある危険箇所が多数ありました。このため、緊急対策として、通行者へ注意喚起を図るために、落石注意の看板を設置するためのものとございます。

次に、災害復旧費ですが、災害につきましては、予算書の前に、災害の概要につきまして、この別冊の資料で御説明いたします。縦長で、右肩に資料と書いてあります。議案第94号と書いて、28年度9月定例会八代市一般会計補正予算・第3号、建設部所管分と書いてあります。

これを2枚めくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

これが一覧表でございます。

一番上が、梅雨前線による被害の道路でございます。73件で5233万2000円です。内容は右側の欄に書いてあります。管内ごとに箇所数、金額、被害の状況、路線数などをそれぞれ記載をしております。

2段目が河川です。31カ所で2180万円。内訳は、同じように右側に記載をいたしております。

3段目が公園です。3カ所、80万円。内訳は、右のとおりです。

4段目が、今度は熊本地震による道路の被害でございます。内訳は、右側の欄に記載しているとおりでございます。

一番下に合計を書いていますけども、111カ所、9261万2000円でございます。

次の2ページ目から、被災箇所の場所と写真を添付しておりますので、御説明いたします。

まず、2ページ目は、坂本管内でございます。ここの道路の被災箇所と主な被災の状況写真です。箇所がいっぱいありますけども、赤の丸で書いたところ、あるいは太い実線で書いているところが被災の箇所でございます。路線名は、この番号を書いています、対比するもの

を次のページに、路線の名前を書いております。多くの箇所が被災しています。写真は、主な被災の状況写真でございます。左側は、土砂が崩壊している状況でございます。右側も土砂崩壊で、道路をふさいでいるような状況でございます。

次は4ページをお願いいたします。

4ページは、鏡管内の状況です。この赤丸、中、黄色で書いたところが被災の箇所です。主な写真は、左のとおりですけども、ここは道路の路肩が崩れて、舗装にひびが入っているような状況です。

次の5ページをお願いいたします。

5ページは東陽の管内の状況です。赤で箇所を記しております。写真は、左側は倒木、木が倒れて道路をふさいでいる状況です。右側は土砂が崩壊している状況でございます。

次、6ページは泉の管内でございます。赤丸の多くの箇所で被災をしております。写真は、左側が大きな落石です。右側が土砂の崩壊の状況でございます。路線名は、次の7ページに番号対比で書いております。

次の8ページは、河川の被災です。これが市全域の状況の写真です。河川の被害は、写真のように、土砂で河川が埋まっていたり、倒木で川の流れをふさいでいたり、あるいは護岸が壊れている、そういう状況でございます。

次の9ページは、都市公園の被災状況です。青丸で書いた箇所の被害です。写真のとおり、土砂の、のり面の崩壊とか倒木などの被害が発生いたしております。

次の10ページ目と11ページ目は、今度は地震による道路の災害です。10ページ目が泉管内でございます。赤丸の箇所です。主な被害の状況は、写真のとおりで――失礼しました。

10ページは鏡です。鏡管内です。この写真のように、道路がひび割れて被害を受けております。

次の１１ページが泉管内です。写真のように、道路のひび割れ、あわせて斜面崩壊の被害が発生をいたしております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、１４ページをお願いいたします。

上の表で、款の１０・災害復旧費の建設部関係の補正の内容でございます。

ここで、１カ所、数字の訂正をお願いいたします。申しわけありません。

一番右の説明欄がありますけれども、その中の上から２行目に、市道下深水板ノ平線等６４路線と書いてあります。６４が６３の誤りでございます。大変申しわけありません。６３路線に訂正をお願いいたします。

では、御説明いたします。

款の１０・災害復旧費、項２・公共土木施設災害復旧費のうちの、まず目の１・道路橋梁施設災害復旧費を７００１万２０００円増額いたしております。

内訳は、需用費の４１１３万２０００円、これは土砂の撤去とか施設の修繕等の費用です。節の１３・委託料、これは復旧工事をするための測量設計の費用、節の１５・工事請負費、これは復旧工事の費用でございます。

内訳は、先ほども御説明しましたけれども、説明欄にありますように、梅雨前線豪雨で被災しました市道６３路線の災害復旧と、あと９路線の測量設計で５２３３万２０００円と、熊本地震での被災が市道４路線の災害復旧及び測量設計、１７６８万円でございます。

次に、目の２の河川施設災害復旧費に２１８０万円を増額いたしております。

内訳は、節１１の需用費２０００万、委託料１５０万、原材料３０万円です。

内容は、説明欄のとおり、梅雨前線豪雨で被災した１８河川の災害復旧でございます。

最後が目の３・都市計画施設災害復旧費が８０万円の増額でございます。

内訳は、節の１１の需用費が３０万、役務費５０万円で、内容は、説明欄のとおり、３つの公園の災害復旧でございます。

以上が専決処分を行いました２８年度八代市一般会計補正予算・第３号の建設部所管分で本委員会付託分の御説明でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） 済みません。資料をいただいたものの中で、２ページ、坂本村の全部というように書いてあって、一帯の写真が１９番の、と書いてあるんですけど、これ１７番の間違いじゃないかなと。違いますか。１９じゃなくて、１７じゃなかですか。

○委員長（福嶋安徳君） どなたかお気づきですか。

○建設政策課長（涌田直美君） お手元の資料の２ページの左側の写真の番号ですけど、１９が１７の間違い。（「写真が間違い」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） 済みません。災害復旧費でですね、済みません、概要のほうでちょっと話したいんですけども、林道のほうが７１２１万、道路橋梁のほうが５２３３万２０００円ということで、財源のほうでですね、市債が、割合が違うわけですけども、林道のほうは何かほかに、何かあるわけなんでしょうか。林道のほうがですね、市債９０％、道路橋梁のほうが市債１００％というふうになっていますから。（「過疎債」と呼ぶ者あり）

内訳ちゅうか、その何の違いか、ちょっと教えて。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員に申し上げます。

林道のほうは、経済企業のほうになります。

○委員（野崎伸也君） ああ、そうやったです

か。

○委員長（福島安徳君） はい。

○委員（野崎伸也君） あ、済みません。じゃあ、よか。申しわけない。なら、よろしいです。わかりました。了解しました。

○委員長（福島安徳君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福島安徳君） 何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようでしたら、専決の問題でありますので、ここで、以上の分について質疑を終わります。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分 の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

小会します。

（午後0時06分 小会）

（午後0時07分 本会）

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。小会します。

（午後0時07分 休憩）

（午後1時00分 開議）

◎議案第110号・契約の締結について（八代市環境センター管理棟建築工事）

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

それでは、休憩前に引き続き、建設環境委員

会を再開いたします。

次に、議案第110号・八代市環境センター管理棟建築工事に係る契約の締結について、説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部の岩本でございます。

本委員会に付託されました議案第110号の契約の締結については、八代市環境センター管理棟建築工事に係るものでございます。

詳細につきましては、この後、工事関係は市民環境部の山口環境センター建設課長に、契約関係は財務部の山本契約検査課長に説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター建設課の山口でございます。

それでは、議案第110号・八代市環境センター管理棟建築工事に係る工事契約の締結についての御審議をよろしくお願いします。

私の方からは、まず、工事概要及び施設概要について御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） それでは、資料に基づきまして、主な項目について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目、工事概要説明書をごらんください。

まず、番号、平成28年度環セ工第5号、工事件名、八代市環境センター管理棟建築工事です。

工事の目的は、市職員等の事務所や会議室のほか、環境学習の拠点として、市民が利用できる機能を持つ施設を建設するための工事を行うものです。

施設概要は、床面積2542.65平米、構

造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造となっております。階数は4階建てになります。

工事内容は、建築工事一式となります。

それでは、2ページ目をお開きください。

環境センターを東側から見たときの鳥瞰図になります。このパースは、実施設計が終了した時点のものになり、中央の赤色の点線で囲んだ施設が今回の案件の管理棟になります。手前のほうには、それをアップした映像を載せております。

それでは、3ページ目をお開きください。

施設の配置図になります。今回工事を行うのは、青色の施設が管理棟ということになります。

それでは、4ページ目をお開きください。

環境センター管理棟の総合案内図になります。この図を用いまして、施設の概要を御説明いたします。

まず、1階、ホールと書いてありますが、正面玄関になります。ホールの右側の部屋が事務所、左側に体験工房、多目的室を2部屋、そのほか、防災倉庫を整備いたします。

2階は、ホールの左側に多目的ホールがあり、この部屋は、3人がけの長机を並べた場合で150人を収容でき、映像設備等を用いて、環境センターの概要、ごみ問題、環境問題など、総合的に学習ができる部屋として整備いたします。ホールの右側には、ディスプレイやパネル、簡単なゲームなどを用いた常設展示により、八代市の環境について学べる、自然環境学習コーナーを整備いたします。

3階には、会議室を1、2、和室、書庫を整備します。

なお、会議室1と2は、パーティションで仕切っておりますので、これを外すことで、約40名が入る会議室として利用できるようになります。

4階は、マテリアルリサイクル推進施設への

連絡通路と屋上デッキを整備いたします。見学者は、2階の多目的ホールで施設の概要の説明を受けた後、4階の連絡通路を通り、マテリアルリサイクル施設へと向かうことになります。

また、エレベーターを設置するとともに、1階、2階、3階、各フロアには多目的トイレを整備するなど、バリアフリー化を図っております。

以上で、総合案内図の説明を終わります。

次に、5ページ目をお開きください。

1階の平面図になります。

次の6ページ目が2階の平面図になります。

7ページ目が3階の平面図、8ページ目が4階の平面図となっております。赤い部分がマテリアルリサイクル推進施設の連絡通路の施設となっております。

それでは、次のページ、9ページをお開きください。

9ページ目が施設の断面図になります。上段が事務所のある部分の断面図、下段が多目的ホールのある部分の断面図となっております。

10ページ目をお開きください。

施設の立面図になります。上段が北側、事務所を見た立面図、下段が東側、施設の正面、入り口側を見た立面図となっております。

11ページをお開きください。

上段が南側、海側から見たときの立面図、下段が西側、マテリアルリサイクル施設側から見たときの立面図になります。そして、その右側の立面図が連絡通路の立面図となっております。

以上で、環境センター管理棟の建築工事に係る工事概要と施設概要の説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）契約検査課の山本でございます。

工事概要の説明に引き続き、入札、契約に関

しまして、着座して説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） それでは、議案第110号・契約の締結について説明いたします。

本議案は、八代市環境センター管理棟建築工事にかかわるもので、契約金額は6億3720万円で、和久田建設・山口建設建設工事共同企業体を相手方として契約を締結するものでございます。

予定価格が1億5000万円以上の工事請負契約の締結となりますことから、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決に付すものでございます。

説明は、工事概要の説明で使用しました資料で行いますので、資料の12ページをお願いいたします。

本工事につきましては、制限付一般競争入札を実施する旨を平成28年7月22日に公告いたしております。

本市では、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては原則、制限付一般競争入札を行うことといたしております。

次に、中段部分に記載しております2、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項についてでございますが、（1）企業に関する条件ですが、建設工事共同企業体、いわゆるJV方式を採用し、JV構成員の数は2者または3者といたしております。

JV構成員に係る条件でございますが、代表構成員につきましては、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、平成28年度八代市競争入札参加資格における建築一式工事の格付がA級である者といたしております。

代表構成員以外の構成員につきましては、建築一式工事の許可を受けており、平成28年度八代市競争入札参加資格における建築一式工事

の格付がAまたはB級であることを条件といたしております。

また、全ての構成員が八代市内に主たる営業所、つまり本社、本店を有していること、設計業務等の受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日の期間の各項目で記載しております内容の全てを満たしていることも条件といたしております。

次に、（2）企業の施工実績及び配置予定技術者に関する条件でございますが、13ページの配置予定技術者に関する事項では、代表構成員が満たすべき条件に監理技術者の配置を条件といたしております。

監理技術者は、工事の施工管理の職務に加え、下請業者の指導、監督や複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすものでございます。

次に、5、入札日程関係でございますが、入札期間を平成28年7月25日から8月12日まで設定し、開札を8月15日に行っております。

また、6、契約の締結につきましては、議会の議決があった場合は本契約となる旨を定めた仮契約を請負者と締結する旨を記載いたしております。

次に、14ページの入札結果をお願いいたします。

入札には、5つの建設工事共同企業体に参加しております。予定価格5億9903万8000円に対しまして、入札金額5億9000万円、落札率98.49%で、和久田建設を代表構成員とする和久田建設・山口建設建設工事共同企業体が落札し、8月25日に契約金額6億3720万円で仮契約を締結いたしております。

なお、出資割合は、代表構成員の和久田建設が70%、山口建設が30%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（百田 隆君） 落札率98.49%になっておりまして、和久田建設さんが70%、山口建設が30%ということで、配分がですね、なっておりますけれど、30%ちゅうのが、やっぱりちょっと少ないような気がするんですけど、これは普通常識で、このくらいなんですかね。これは業界で決めるんですか、それとも役所のほうが決めるんですか。

○財務部首席審議員兼契約検査課長（山本洋治君） 出資割合につきましては、その両方で協議した上で決める形になります。

ただ、JVにつきまして、2者または3者の構成員としておりますけれども、JVの構成員が2者の場合には、最低でも30%以上となります。3者の場合には、最低でも20%以上となっておりますので、今回、2者でしたので、最低の30%と70%という形で、両者協議の上に、その出資割合を決定されたかと思えます。

以上でございます。

○委員（百田 隆君） わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第110号・八代市環境センター管理棟建築工事に係る契約の締結については、可決す

るに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午後1時14分 小会）

（午後1時16分 本会）

◎議案第101号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第101号・八代市手数料条例の一部改正について、説明を求めます。

○建築指導課長（松元真介君） 建築指導課の松元でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第101号・八代市手数料条例の一部改正について御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○建築指導課長（松元真介君） 本年6月1日付で、建築基準法施行令の一部改正により、従来、確認申請が不要とされておりました小荷物専用昇降機につきまして、確認等を要する建築設備として新たに追加されたことから、同申請分に係る申請手数料を新たに定めるものです。

手数料の額は、県内の特定行政庁であります熊本県、熊本市、天草市と同額とします。

施行期日は、公布の日から適用するものとしておりますが、法改正日から現在まで、相談及び申請件数はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） 済みません。小荷物専用昇降機って、エレベーター。

○建築指導課長（松元真介君） 物品を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が１平方メートル以下で、かつ天井の高さが１．２メートル以下のものが規定されております。

大きく、フロアタイプとテーブルタイプに分かれておりまして、主に利用される建物としては、店舗や飲食店、ホテル、病院などに設置されている状況です。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） こちらのアナウンスとかは、改めてされる予定とかあるんですか。

○建築指導課長（松元真介君） 適用される昇降機自体はですね、一般の住宅とかというものに使われるものではなく、主に特定建築物に利用されるものですから、基本的には、ホームページの中で一応公開するということは、一応予定はしておるところです。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに、
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第１０１号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第９０号・平成２７年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（福嶋安徳君） それでは、次に決算議案の審査に入ります。

議案第９０号・平成２７年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（間 賢一君） どうも、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

これから御審議いただきますのは、議案第９０号・平成２７年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定でございます。

平成２７年度下水道事業決算の概要は、本会議の初日、提案理由説明におきまして申し上げたとおりでございますが、平成２７年度に発生した純利益に係る地方公営企業法に基づく処分の議決及び地方自治法に基づく決算の認定をお願いするものでございます。

なお、今回が下水道がですね、企業会計に移行後、初めての決算になります。

詳細につきましては、下水道総務課の古田課長並びに下水道建設課の福田課長より説明いたしますので、御審議方よりしくお願いいたします。

○下水道総務課長（古田洋二君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課の古田でございます。説明いたしますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第９０号・平成２７年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の平成２７年度八代市下水道事業決算書をお開きいただきたいと思います。

まずは、平成２７年度における下水道事業の概要から説明させていただきます。決算書１７ページをお願いいたします。

緑の紙の次から概況になりますが、１７ページから３１ページが事業報告書でございまして、１９ページから２０ページの概況につきましては説明を省略させていただきます。

次に、21ページから24ページに200万円以上の建設改良工事及び100万円以上の維持工事の概況を掲載しています。

建設改良事業といたしましては、今年度も未普及地区解消のため、八代処理区では古閑地区、松江地区及び宮地地区、千丁地区では西牟田地区及び新牟田地区、鏡処理区では下村地区におきまして、それぞれ管渠布設工事を施工し、計5.90キロメートルの整備を行いました。

なお、建設改良費のうち、1億639万9880円を次年度へ繰り越しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

平成27年度における業務量を掲載しております。まず総処理水量及び有収水量でございますが、総処理水量が664万5017立方メートル、有収水量が545万5945立方メートルで有収率が82.1%となっております。下水道施設への負担及び汚水処理費用軽減のため、本年度も不明水調査を行っておりますものの、有収率は前年度に比しまして3.4%下がっております。

なお、これは平成27年度の下水道使用料改定におきまして、井戸水使用の1人及び2人世帯の認定水量を引き下げたことが要因の一つと考えられます。

次に、普及状況などについてですが、平成27年度末の行政区域内人口が13万23人、処理区域内人口が5万9519人、水洗化人口が4万6630人でございまして、普及率は45.8%、水洗化率は78.3%となっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

26ページの事業収入に関する事項、27ページの事業費に関する事項及び33ページ以降の附属明細書につきましては、後ほど別表にて

説明させていただきます。

26ページの下段、現年分下水道使用料に係る調定及び収入でございますが、調定額10億2962万3430円、収入済み額9億1443万円、未収額が1億1519万3430円、徴収率が88.81%となっております。これは3月31日で決算を行っておりますことから、決算時点では3月分下水道使用料の口座振替分や自主納付分のほとんどが収納されていいたためです。これに続きます7月末現在では、未収額が3519万3310円になっており、最終的な徴収率は96.59%でございます。

28ページから29ページでは1000万円以上の工事請負契約を、30ページ上段では500万円以上の委託契約を掲載しております。

次に、企業債及び一時借入金の概況でございますが、平成27年度は、政府系の機関から4億210万円、民間の金融機関から4億9570万円の計8億9780万円を借り入れるとともに、18億4491万421円を償還いたしまして、残高は245億8964万7846円となりました。

31ページのその他につきましては、一般会計繰入金などの不課税収入の充当先を列記しているものでございまして、消費税申告の際に必要となっております。

それでは、ページを戻りまして、2ページをお願いいたします。

2ページから6ページが決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入、支出である収益的収支と、資産、負債及び資本の増減に関する取引に伴う収入、支出である資本的収支の2本建ての予算、決算になっております。

決算の内容につきましては、お手元、別添の資料にて御説明させていただきます。資料をお願いいたします。

では、説明させていただきますが、収益的収支につきましては、経営成績をあらわします損益計算書にあわせまして、消費税抜きの数値で作成いたしております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益12億3908万2510円、内訳といたしまして、目1・下水道使用料9億5461万8630円、目2・雨水処理負担金2億8303万6000円、目3・その他の営業収益142万7880円で、こちらは主に督促手数料でございます。

項2・営業外収益18億8340万2749円は、内訳といたしまして、目2・他会計負担金9億5048万9000円、これは下水道の水質規制に関する事務に要する経費で、あわせて児童手当に要する経費及び汚水処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。目3・国県補助金451万円、これは排水設備工事費助成金に対する県補助金でございます。目5・長期前受金戻入9億2635万914円、これは施設といった固定資産を整備した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って収益化したものでございます。目6・雑収益24万1835円は、下水道敷地占用料や公用車の事故に伴う保険金などでございます。目7・国県負担金181万1000円、これは災害復旧に伴う国庫負担金でございます。

項3・特別利益7590円につきましては、全額、目2の過年度損益修正益でございます。

収入合計は、31億2249万2849円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用24億8462万3554円。内訳といたしまして、目1・管渠費3181万7158円、これは管渠施設の維持管理に要する費用でございます。その主なものといたしまして、マンホールのかさ上げや舗装修繕、下水道台帳作

成業務委託、マンホールポンプの動力費などでございます。

目2・ポンプ場費6784万9156円でございます。これは各ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。その主なものといたしましては、ポンプ場の施設修繕、保守点検業務委託、電気料などでございます。

目3・水処理センター費2億9096万502円、これは水処理センターの維持管理に要する費用でございます。その主なものは、一般職5名の人件費、水処理センター管理運営委託費及び汚泥処理業務委託などでございます。

目4・流域下水道管理費9810万8404円、これは八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億5474万7724円、これは業務全般に関する費用でございます。その主なものは、一般職14名の人件費、検針、徴収及び水洗化業務委託料、排水設備工事費助成金などでございます。

目6は、減価償却費18億4114万610円です。

項2・営業外費用4億7849万800円。内訳といたしまして、目1・支払利息4億6880万7円及び目2・雑支出969万793円でございます。

項3・特別損失2200万4679円。内訳といたしまして、目2・過年度損益修正損1205万1920円、これは不納欠損や過年度の調定減に伴うものでございます。目3・その他特別損失995万2759円は、6月賞与のうち、本来であれば昨年度引き当てておくべき経費について、企業会計初年度のため引き当てができませんでしたので、特別損失という形で予算執行を行ったものでございます。

支出合計は、29億8511万9033円となり、資料右下の欄外に記載しておりますが、収益的収支では1億3737万3816円の純

利益が生じております。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1は企業債8億9780万円でございます。

項2・補助金5億2205万4360円、内訳といたしまして、目1・国庫補助金2億4908万1360円、目2・他会計補助金2億7297万3000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金6527万6220円でございます。

項4は、負担金1億3130万8653円で、内訳は他会計負担金1億3000万2000円と、汚水管築造工事に伴う同時施工負担金130万6653円でございます。

収入合計は、16億1643万9233円となっております。

次に、資本的支出でございますが、まず項1・建設改良費6億8097万6406円でございます。内訳としましては、目1・管渠施設整備費6億7996万1872円、目2・水処理センター施設整備費28万8634円、目3・流域下水道建設費14万円、目4・営業設備費58万5900円でございます。

項2は、企業債償還金18億4491万421円でございます。

以上、支出合計は25億2588万6827円となります。

下の欄外に記載してございますが、資本的収支は9億944万7594円が不足し、さらに翌年度繰り越し分の支出に充当する国庫補助金7837万6660円を控除すると9億8782万4254円が不足いたしますが、これは当年度分消費税資本的収支調整額1766万5345円、引継金1億581万9234円及び当年度分損益勘定留保資金8億6434万9675円で補填いたしております。

次に、財務諸表でございますが、決算書9ページから10ページが損益計算書でございますが、当年度純利益は1億3737万3816円

となりました。

11ページが剰余金計算書でございます。

まず、資本金でございますが、自己資本金は、当年度における処分や変動額がありませんでしたので、当年度期首残高12億8889万2082円がそのまま当年度末残高となっております。

次に、剰余金でございますが、資本剰余金につきましても自己資本金と同じく年度中の処分や変動がありませんでしたので、当年度期首残高8億6446万1921円がそのまま当年度末残高となっております。

利益剰余金は、当年度において生じた純利益1億3737万3816円を、全額当年度未処分利益剰余金とし、利益剰余金は1億3737万3816円となりました。

12ページは、剰余金処分計算書でございます。

当年度未処分利益剰余金1億3737万3816円は、本議案の議決を受けて、全額減債積立金に積み立てる予定でございます。

次に、13ページから15ページが貸借対照表でございます。

この表は、平成27年度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と、負債と資本の合計が一致するようになっています。14ページの資産合計及び15ページの負債、資本合計は492億8600万5847円となっております。

なお、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表すべき健全化判断比率であります企業会計に係る資金不足比率につきましては、資金不足を生じておりません。

以上が平成27年度下水道事業会計決算の概要でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（福島安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。何かありませんか。

○委員（野崎伸也君） 昨年度から企業会計のやつが始まってということについても、昨年と違って、いろんな部分がですね、昨年と比較できないというか、新たなものになったということで、いろいろ見せていただきましたけれども、厳しい状況がですね、見えてきたかなというふうに私は捉えた部分はありまして、この結果を踏まえてですね、次年度、どういったふうに改善していくのかとか、そういった方向性とかというようなところを教えてもらいたい。

○下水道総務課長（古田洋二君） 本年度の決算の結果を踏まえての今後の見通しというようなことなんですが、今後もですね、新たな設備、既存施設の更新といった経費のですね、負担があるわけですが、これらが経営を圧迫しないようにですね、例えば、水洗化の促進とか使用料徴収の向上を図るといった経営基盤の確立をですね、目指しながら、あわせまして、施設の長寿命化とか投資の効率化を検討していきたいというふうに考えておりまして、今年度、近く策定予定でございます下水道経営戦略におきまして、今回の決算の諸表あたりをですね、検討しながら策定を行って、経営につなげていきたいというふうに思っております。

○委員（野崎伸也君） 言われたように、施設整備の関係が、入ってくるものですね、収入とか、そっちからすればですね、多分、かなり多いんですよね、やっぱり出していくのが。いうふうなことが、やっぱり一番の、この企業会計の経営状況の中を見ると、一番厳しい部分というか、指摘されている部分だというふうに思います。

言われたように、計画ですね、国のほうに上げるとかって、だったんですかね、たしか。何かつくらんばんとかですね、あって、それもつ

くっていかれるというふうな話なので、やり方ちゅうかですね、今までのやり方が、もう十分にわかっておられると思いますけども、いいかどうかちゅうのも、きちんと、そこら辺で判断ができてくるかと思いますので、またそのときにですね、また御意見も申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（松永純一君） さっき説明がありましたが使用料の徴収の部分ですけども、最終的には7月末ですか、3500万、当該年度の未収があったということですけども、3500万というのはですね、全体として多いのか、少ないのかは別として、やっぱり負担の公平性というのがですね、あると思うんですね。隣の人は真面目に払って、隣の人は下水道料は払っておらぬ、そういうことは、やっぱり、そのようなことがあると。ですから、使用料、税も同じなんですけども、やっぱり負担の公平性ということからはですね、それに的確な徴収に努められるようにしていただきたいという意見でございます。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第90号・平成27年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本件は提案のとおり可決及び認定することに決しました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと公園横の貯砂池について・第3項

○委員長（福嶋安徳君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第15号・やまびこ公園上流砂防ダムと公園横の貯砂池についての第3項を議題とします。

要旨は、文書表のとおりであります。念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君） 今、読んでいただきましたけれども、これ、1、2番につきましては経済企業のほうで協議をなされております。そういうことで、上の部分については、もう経済企業にお任せしてありますので、やまびこ公園駐車スペースですね、3番目の。これについての陳情ということになりますので、そこらあたりを今後、議論としたいというふうに思っております。

これについては、それぞれ皆さん方、それぞれ聞いておられると思いますが、御意見等がありましたら。

○委員（松永純一君） ちょっと私、現地よく知らんとですけど、公園のですね、配置図がどうなっとって、駐車場がどれぐらいあるのかという図面を執行部からいただくわけにはいきませんか。

○委員長（福嶋安徳君） ありますか。

○都市整備課長（西 竜一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、ここに出してください。

公園の道路はですね、かなり広かですよ。

○委員（松永純一君） いや、道路やなく、駐車場。

○委員長（福嶋安徳君） うん、駐車場は、今の公園の利用者に、利用する方の駐車スペースは十分あると思います。公園を利用される人のですね。ただ、緊急時の避難という形になりますと、これはどうかなと思います。

○委員（松永純一君） ですから、まだ、これ、何ですか、でき上がってから、まだ余り間がないですよ。

○委員長（福嶋安徳君） そうですね。

○委員（松永純一君） 当初の計画でですね、今、5台と9台と13台と10台、これで十分だというような施工者の判断だったのかですね。今、要望は、駐車スペースを広げてください、拡大してくださいということだけでも、用地がなくてできなかったのか、あるいは、もう必要性が、駐車場のスペースはこれでいい、これ以上は必要性はなかったというものなのか、そのあたりをちょっと聞いてみたいと思うんですけど。

○委員長（福嶋安徳君） 誰か、説明者はおられますか。

○都市整備課長（西 竜一君） 都市整備課の西でございます。よろしくお願いします。

今の御質問についてお答えしたいと思います。

やまびこ公園はですね、ことしの3月21日にオープンしまして、1.2ヘクタールの公園でございます。

当初ですね、この公園についての駐車場についてはですね、そこに示してありますとおり、赤で塗った部分が常設、アスファルトを装置してありますがこちらのほうに写真が載っておりますので、わかると思いますが、10台、1番、10台ですね。こっちの、東側のほうで10台。で、南側のほうで5台。で、その10台

のうち1台がですね、身障者用の駐車場。それと、ブルーで塗っている部分がですね、通常は芝生広場というふうに位置づけておりますが、何かイベント事がですね、ありましたら、駐車スペースが必要になるということであればですね、通常は車どめだとまっておりますが、臨時駐車場でできるということで、13台と9台で計22台ですね。合わせて37台の駐車スペースがあるということで、当初開園時はですね、ここの通常の公園の利用であればですね、このスペースで十分であるというふうに判断して、この駐車場をつくっております。

以上でございます。

○委員（松永純一君） ということは、通常の分は、公園利用者であれば、この今の既存の駐車場で、もう足りているというふうな理解でしょうけども、災害時の避難所と書いてありますよね。今回のような地震災害とかあったときに、この5400平米の100台を開放しなかったということですか。それか、100台はしたばってん、まだ足らぬだったということか。

○都市整備課長（西 竜一君） 今回、資料を皆さんにお見せしているものについてはですね、若干、この陳情に対するですね、対応策ということも含めてですね、絵をつけております。

ですので、中央の100台というのをですね、震災時はですね、基本的に考えとしてはなかったと思います。

で、通常、一時避難地ということで、人を対象にですね、考えていたんですが、今回の地震でですね、多くの方が車中泊ということで、いろんなところで車中泊されているところがございました。

で、ここの公園に限らずですね、いろんな公園でもですね、要請が地元からありました公園についてはですね、広場をですね、開放して、車中泊の方のための駐車場として使っていただ

いているということでございました。それは、あくまでも地元からの要請を受けて、こちらが許可するというふうな形でさせていただいたということですね。

で、今回ですね、このやまびこ公園につきましては、こういう利用ができるということですね、事前にお知らせしていなかったというのが悪いんでしょうけど、広場のですね、使用ですね、要請はございませんでした。ですので、この臨時駐車場を全て開放する、常設を開放するという対応しておりましたが、通常、昼間にですね、私ども、震災のときに公園のほう見回ったんですが、そのような道路にですね、車がとまっているような状況がなかったもんですから、じゃあ、要請がないのは、ということかなというふうにして考えてたんですが、夜間ですね、公園のところに来たら、来て、夜間は照明をずっとつけていたもんですから、そこに集まってこられたんだと思って、夜間がですね、車のほうを道路にとめていらっしやったのかなということですね。

今回、この資料につきましてはですね、この要望にも代替案ということでですね、駐車場をですね、新たに確保するのではなくて、通常、ほかの公園でも行いましたとおりですね、地元の状況を見ていただいて、地元からの情報をいただいてですね、要請があればですね、この5400平米の広場を車中泊の駐車場として開放して、すると、100台はとまれるというふうにして、この資料はつくっております。

ですから、代替案としてはですね、常設の駐車場を確保するのではなくて、広場を開放するというような対策をとったらよろしいんじゃないかなというふうに考えて、提出の資料をつくった次第でございます。

以上でございます。

○委員（松永純一君） 昼とか夜とかにかかわらずですよ、避難所で、ここは建屋がないわけ

でしょうから、車中泊しか、避難所としては機能をしないんじゃないかと思うんですよね。そうなればですよ、それは当然もう、避難所であれば、当初から、やっぱり車、どういうふうに車どめがあるかわかりませんが、車どめをした、でも、してあったら、入れられないですよ。

○委員長（福島安徳君） 松永委員、これは駐車スペースです。

○委員（松永純一君） は。

○委員長（福島安徳君） 避難所としてのあれじゃなくて。駐車スペースを確保してくれという。避難所はまた、いろんな施設がありますから。

○委員（松永純一君） 一時避難所って書いてあるのは――。

○委員長（福島安徳君） やまびこ公園の駐車スペースの拡大を要望してありますので。それについて。

○委員（松永純一君） ですから、あの一。

○委員長（福島安徳君） 避難所というのは、いろいろ施設がちゃんとあります。

○委員（松永純一君） ここで十分、駐車スペースがとれるということであれば、新たに設置する必要がないんじゃないかという考えにもなるかと思いますがね。

○委員長（福島安徳君） 今の説明で、もう、この公園全部を駐車スペースとして、緊急避難時には利用していいというような答弁でありました。

○委員（松永純一君） そうですね。それで、地元の了解がその後、とれとるかどうかが――。

○委員長（福島安徳君） うん、その連絡をちゃんとやるというのが一つの問題であるですね。

○都市整備課長（西 竜一君） 今の話について、補足で説明させていただいてよろしいでし

ょうか。

○委員長（福島安徳君） はい。

○都市整備課長（西 竜一君） 今の件なんです。ちょっと補足で説明させていただきますが、この要望に関しましてはですね、議会陳情という形と別にですね、要望書というのが上がってきております。本課のほうにもですね。

そのときに、いろんな事情というのをですね、把握するために、代表者であります興善寺の町内長さんといろいろ話をした結果ですね、基本的には、もう、その中ではですね、この広場をそういうふうに開放していただければ、それで足りるのではないかというのは、事前にですね、話し合いをする中で、そういう御回答を一部いただいております。

それと、避難所につきましてはですね、先ほど委員長がおっしゃったようにですね、ここの龍峯地区については、龍峯小学校と横のですね、農事研修センターというのございますが、そこが割り当てられておりますので、あくまでも、この公園につきましては、一時的な避難所というような扱いに、地域防災計画はなっております。

以上、補足での説明でございます。

○委員（古嶋津義君） 私も松永委員と一緒に落成式行けばよかったばってん、見とらぬけんですね、よくわからぬ。

地図を見たら、普通のときの駐車場は、このスペースで足るということですね。そして、この願意からいくなら、災害のときの駐車場として確保という思いがあつてでしょうが、今、西課長のほうから御説明がありましたように、この公園の中に100台ぐらいとめられるということですね。ですね。

○都市整備課長（西 竜一君） はい。

○委員（古嶋津義君） はい、わかりました。

○委員（野崎伸也君） 今、説明いただきまして、何となく理解したんですけども、当初、

これができたときにですね、地震が来て、こういう、今回のように、本当、車中泊がこれだけ多いのかで、出てくるのかということを想定はしてなかったと、当然だろうというふうに思うんですね。

今回、別にスペースを用意するという話ではなくて、ここを、中をですね、こういうふうにやっていきたいというようなことで進められましたけれども、一つ思うとですけれども、入るところがですたい、きちっとあるかなと思うとですたいね。車が入っていけるような、整備がちょっと今後必要じゃなかったかなという部分があるのかなと思いますけれども。ちょっとそれだけ確認します。

○都市整備課長（西 竜一君） それでは、平面図のほうで御説明したいと思います。

今、公園のですね、入り口ちゅうのはですね、3カ所、エントランス広場という位置づけでですね、配置しております。1つがですね、東側の北側になりますが、ここが1カ所ですね。それと、南側のですね、ちょうど道路の角になりますが、角に1カ所。それと、一番南側の西端ですね、ここに1カ所、エントランスという形で設けております。

で、広場への進入といいますのは、この南側の駐車場ですね、南側の一番左です。図面でいきますと、左になりますが、下側の一番左、ここからが十分スペース、車が入っていくスペースがございまして、広場へも、ほかのいろんな施設に障害がならないように入れますので、こちらからが広場への進入口と、そういう緊急時の車両の進入口というふうにできると考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

緊急時に、これを、要請を受けたらという話されたですけども、多分、なかなか、そういう地震のときに、災害のときに要請を受けて、職

員が行って、入られんごたつとばかりに行くとか、かなり難しかつちやなかろうかと思うものだけですね。そこら辺のところも、もう今後、また考えていただけたらと思うんですけれども。

○都市整備課長（西 竜一君） 済みません。それについて、済みません。答えさせていただきたいと思います。

この公園につきましてはですね、龍峯地区のまちづくり協議会のほうで、通常の清掃等のですね、管理をですね、委託して、お願いしているところでございます。

その龍峯公園の管理者、地域協議会になるんですが、そちらにはですね、この車どめの鍵等もですね、全てお渡ししておりますので、何かありましたらですね、電話を一報いただいて、そういうことであればどうぞというような形で、すぐ対応ができるというふうに、わざわざ職員がですね、鍵をあけに行かなくてもできるような、対応はできるように今行っております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。そこら辺のところは、もう心配することないのかなというふうに思いました。

あと、願意としてですね、それに対応する、西課長のほうも対応されているということでありましたけれども、いちいちさわってから、あれすつともあれかなと、そつでよかつかなと、私は思いました。

○委員（百田 隆君） この駐車場が大体140台ぐらいですよ、全部で。その周辺の人たちが避難所のときは来ると思うですよ。それで、そういう周辺の人たちは賄いきれますかね、その駐車場。

○都市整備課長（西 竜一君） どのくらいがですね、ここに車中泊のために来られるかというのが今のところ、はっきり想定をしております。通常であれば、避難所という位置づけ

は、先ほど言いましたように、1次避難所、2次避難所というのがございますので、そちらに行かれるのが普通ではないかなと思うんですね。そこに行かれなかった人たちがこちらに来られるということになるんじゃないかと思うんです。何台というのは把握はちょっとできていないです。

ただ、先ほど言いましたように、今回のような場合は広場を開放します、それでよろしいでしょうかということで、事前に町内の方にお話ししましたところ、それで足りるということでしたので、今回のような場合でも、その広場を開放することによってですね、対応は可能ではないかというふうに考えています。

○委員（百田 隆君） 今の説明でわかったですばってん、やっぱり、いざとなるときはほしい、この広場があるとですよ、そこがすぐ思いつくじゃなかですか。こっちに来やすかと思うとですね。

ですから、そういうことで、この140台ばかりの収容で可能なかなと、その周辺の人ということで今質問したところなんですけど。はい、わかりました。

○建設部長（関 賢一君） 私は今回、災害対策本部にずっと詰めておりまして、この公園のですね、広場の利用につきましては、地元からかなり連絡が参りました。すぐ公園のほうに連絡しまして、間髪入れずにですね、もう開放したわけでございます。

そういう中で、一番多かったのは、会地公園がかなり車が多い中ですね――。

○委員長（福島安徳君） マイクは大丈夫ですか。

○建設部長（関 賢一君） 会地公園がですね、かなり利用者が多かったふうに担当のほうから聞いておりますけども、駐車、そのスペースにつきましてはですね、まだ余裕があったというふうに聞いております。

ほかは、北部中央公園と。特に会地公園からがですね、防災機能を備えた公園として開設しておる関係で、今回のやまびこ公園もですね、御存じのように、防災グッズをですね、備えた公園ということで、いい機会じゃなかったのかなと思ったんですけども、その活用はなかったというふうに感じております。

以上です。

○委員（増田一喜君） 一応、この広場のほうは開放するちゅうことで、入り口が西側のほうから、西エントランス広場とか、こっちのほうから入るとでしょ。

○都市整備課長（西 竜一君） そうです。西エントランス広場が一番近くて――。

○委員（増田一喜君） ほかの2カ所は、東と南のほうも、入れるには入れるんですが、1カ所だけで出入り、いいのかなと思って。どうせだったら、ほかのところもせにゃいけぬだろうし。

それともう一つですね、車の駐車場だけで、今、この陳情書は上がっていますが、このところに、ひょっとしてテントを張られるということがあったら、ちょっと迷惑ちゅうか、何か、車との車中泊との絡みが出てきやせぬかなちゅうふうな気もすつとですよ。

○委員長（福島安徳君） テント避難ですか。

○委員（増田一喜君） だから、よその公園では、何か、テントを張っている人がおったみたいだけん。

○都市整備課長（西 竜一君） まず、エントランスについてはですね、東エントランスと南エントランス、西エントランスとなりますが、全て車が進入することは可能なところであります。

ただ、いろんな、トイレの施設が、東エントランスのほうにはトイレがあってですね。南エントランスのほうはですね、かなり距離があったりするものですから、車が通行したりすると

きにですね、トイレを利用される方の接触があったりと、そういうことが考えられますので、全てのところから車は進入することは可能です。こういう災害時はですね、一番、広場の近くでですね、利用者が、歩行者とかですね、利用者が少ないような西エントランスが一番適当なのかなということで御案内をした次第でございます。

それともう一つ、テントに関してですね。もともとですね、このやまびこ公園はですね、地域の防災公園ということで、一時的に避難できるようにですね、つくるということで、基本的に人を想定していました。先ほどおっしゃったように、例えば、家屋等ですね、なかなか戻れぬというときはですね、テントを張って、龍峯校区の人たちがですね、そんなに広くはないんですが、皆さんがここにですね、来れるようなということが当初想定をしておりました。

ですので、すみ分けという形でですね、ここに中央にですね、多目的広場というのがございますが、この線が真ん中に入っていますですね。この線の右側については芝生の広場。線がちょっと真ん中に入っておるかと思いますが、こちらが芝生の広場、こちら側が、線の左側がですね、土の広場ということになっておりますので、そういうテントを張ったりする方もいらっしゃる、車中泊の方もいらっしゃるということであればですね、多少、車中泊の車台数は減るかと思いますが、そういう区域分けをですね、して、すればですね、安全な避難というのがある程度は確保されるんじゃないかというふうに考えております。

○委員（増田一喜君） それは、万が一ちゅうか、どうしてもちゅうとは芝生の中にも車は入れさせる可能性はあるちゅうことですよ。そうしないと、芝生は枯れてしまうということもあるからですね、車が――。

もともとが、避難は避難でも、車の車中泊を

するためのじゃなくて、人の避難所。ということは、大体、テントを張られたりとかいう、それが最初の想定のところちゅうことですよ。

まあ、それで、わかりました。

○委員（村上光則君） この前、3月だったかな寒かときに式典したっば覚えとるばってん、私も初めて行って、駐車場は確かに、少ないなという感じはしたっだいな。そして、さっき、公園に行く道路もちょっと整備せんばいかんごたんて、こう思うたんですよ。

まず、こけ、3つあげとんなる。町内長さんがあげとんなつとでしよう。要望しとんなつとでしよう。（「はい」と呼ぶ者あり）だけん、毎日の公園にどれぐらいの利用があるのか、私は知らぬばってん、そぎゃんとも調べて、せっかくだいけんな、町内長のあれは、要望をまずしっかり聞いてから、したほうがよかごたんな。

○委員長（福島安徳君） 村上委員、公園利用者は十分、駐車スペースがあるそうです。先ほどの説明で。

○委員（村上光則君） ああ、そぎゃんですか。ばってんか、私はいざというときには足らんとじゃなかつかと思つて。いろいろなイベントするときに、そういうときは足らんとじゃなかるうかなと。

○都市整備課長（西 竜一君） そうですね。おっしゃるようになりますね、通常の利用であればですね、開園後ですね、何回も、そちらのほうにですね、休みのときも、自分でですね、行ったりとかなんかしてですね、車の状況は見とりますが、開園後、地震、震災が来るまではですね、十分、駐車スペースとしては確保できてたのかなと。あくまでも、それは私が見た感覚ではございますので、それが適当かと言われると、どうかというのはありますが、十分じゃないかというふうには考えております。

おっしゃったように、大きなイベント、例え

ば、地元で開催するとなった場合ですね、このときは、開園式のときにですね、いらっしゃる議員さんのほうではおわかりになるかと思いますが、ここ以外の駐車場では足りませんでした。そういうときはですね。ですので、例えば、近くの民間のですね、J Aの駐車場であったりというのを借りたりとか、がめさん公園ですね、新駅のほうに議員さんたちは来ていただいて、そこからバスで送ったかと思うんですが、そういう、かなり大きな規模のところについてはですね、臨時的にですね、そういう駐車場をですね、確保を地元をお願いしてお借りするというような形の対応になるのかなと思っておりませんが、それ以外のところについてはですね、今のところ、開園からですね、震災前まではですね、十分対応ができていたものじゃないだろうかというふうに考えております。

○委員（村上光則君） そういうイベントがあったし、あるときは、必要じゃないかなというふうに（聴取不能）。やっぱり、そこら辺の、やっぱり、いろんなことは考えておんなつとだろうけれども、ちょっと考えてやってよかつじやなかろうかというふうに思います。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、小会いたします。

（午後2時13分 小会）

（午後2時26分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

今、このやまびこ公園の駐車スペース拡大については、それぞれ、両方からの御意見が出ました。そういうことで、それぞれ代表して、この意見を出していただきたいと思います。

○委員（古嶋津義君） 審議未了から出すと――。

○委員長（福嶋安徳君） あ、審議未了からですね。

まずは、この審議未了されるほうの意見をお

聞きいたします。

○委員（古嶋津義君） 願意からいけば、あくまでも、このやまびこ公園の駐車スペースの拡大というふうに私は受け取らせていただきました。

ただ、先ほど担当課長の西課長のほうから、地震等の災害時の場合には、やまびこ公園の公園内に車中泊はできるという説明を受けましたので、それで十分だと思いますので、願意は願意で、駐車スペースの拡大ということで、あくまでも、また大きなイベントがあるから駐車場をつくってくれというなら困るようなことでもありますので、私としては審議未了でお願いをしたいと思います。

○委員（野崎伸也君） 西課長から説明を受けて、願意としては、災害時、この間の地震で車中泊が多かったけんがという話で、もう少しスペースばというなことで、西課長のほうから説明があったとは、中ば開放すればですね、100台ぐらいというなことで、私的には、この願意からすれば、この100台分、中に入れるというのがですね、駐車スペースの拡大というふうに私は捉えられるというふうに思いますし、陳情者のほうの話し合いのほうもですね、そういった中でもされているというなこともありまして、できますれば、私はこのままでもう了解をいただけるんじゃないかなというふうに思いますので、この多目的広場の中の駐車場スペースを100台ですね、駐車できるようになると、それで拡大だというような解釈で、私は採決してもらって結構かと思います。

○委員（増田一喜君） 私も、古嶋委員と同じような意見なんです。

私は、最初から言うたとおりに、私も最初、3番の、やまびこ公園の駐車スペースの拡大と見たから、え、何で、そんな広く要るのかなと思って、中身を読んでいたら、結局は災害時の緊急避難的なところで避難場所として車を入

れるところがなかったとちゅうことで、それで、この陳情書が出てきたというふうに理解できたし、さっきの説明でも、そのようにされたということ。

だから、この中の、もうこの文言については別に、市のほうからも説明があつてみたいですから、審議未了としても構わないと私は思います。わざわざ採択をする必要はないと考えます。

○委員（百田 隆君） 私も審議未了です。

○委員長（福嶋安徳君） そうですか。

○委員（百田 隆君） はい。というのが、スペースの拡大ということに非常にこだわって、どういう意味で言われたのか。公園の中に100台できる、これも、それでもいいのか、あるいは、この周囲で、また別に駐車場をつくるのかと、意味が私はわからぬとですよ。どういう意味で言われたかわからぬから、審議未了です。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、審議未了と採択という御意見、2通りの御意見が出ました。

そういうことで、まずは審議未了と採決が競合いたしますので、審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 4対3になります。挙手少数と認め、本件は審議未了としないことに決しました。

それでは、採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者

は反対とみなします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本件は採択することに決しました。

それでは、ただいま採択と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後2時32分 小会）

（午後2時33分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

それでは、以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(八代市污水適正処理構想について)

○委員長(福嶋安徳君) それでは、八代市污水適正処理構想についてをお願いします。

○下水道建設課長(福田新士君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道建設課の福田でございます。座りまして説明させていただきます。

今回報告させていただきますのは、平成28年3月の建設環境委員会でも報告させていただきました、八代市污水適正処理構想についてでございます。

今回の報告では、前回の、住民の方の意向を把握した上で再度検討をということでしたので、委員会後、高田、植柳、宮地、日奈久、千丁、鏡校区及び植柳新町と敷川内町の市政協力員を対象に説明会を行いました。アンケートをお願いし、意向を記入いただきました。

アンケートの結果は、下水道を約7割の方が希望される、それと20年以内までなら待てるという結果でした。

しかしながら、整備費の面では、高田、植柳、日奈久校区までを20年で公共下水道事業として整備した場合、年間に現行予算の3.3倍必要となり、1戸当たり約800万円ほどの費用がかかることとなります。

片や、合併浄化槽設置費は、5人槽において1戸当たり約100万円で、そのうち補助金が現在33万円ほど支給されるため、個人負担の設置費ではありますものの、下水道整備費に比べて安価であります。

また、住民の負担の面では、全体計画区域を20年で整備した場合、今後、使用料改定率が

高くなるため、合併浄化槽の維持管理費は、下水道使用料に比べて安くなります。

さらに、行政人口は、今後20年で約4分の1の減少を見込んでおります。下水道接続者の数も減少すると予想されます。その中で、合併浄化槽を設置後、公共下水道に接続を切りかえると住民のさらなる費用負担を強いることとなるため、下水道が必要ないという方がふえてくると考えられます。

以上を総合的に判断した結果、現時点で多くの住民の方が下水道を希望されているものの、污水处理人口普及率100%を目指して、最も効率的かつ実現性のある、別紙、ケース3、これは3月でも提案させていただきましたが、色のついている右下になります。このケース3の、旧八代市においては現在の都市計画決定区域まで、千丁、鏡町においては現在の全体計画区域までを公共下水道事業で整備し、平成47年度までに整備完了を目指すものとします。

個人設置型浄化槽、市町村設置型浄化槽につきましても、同じく平成47年度までの整備完了を目指します。

今後の計画は、以上の検討を踏まえ、ケース3を本市の整備方針案として、県に提出いたします。県は、市町村から提出された方針案を取りまとめ、新しいくまもと生活排水処理構想として発表されることとなります。

以上、八代市污水適正処理構想の方針案を報告いたします。

○委員長(福嶋安徳君) それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。御意見ありませんか。

○委員(増田一喜君) ちょっと余計なことかもしれませんが、ちょっと教えてほしいんですけど、合併浄化槽と、以前にあったすよね、何か、1次はだめだけど、2次かなんとかというのがあったでしょう、合併浄化槽の呼び方。あれの割合で、どぎゃんなんですか。今、ほとんど合

併浄化槽になっとつとですか。

○委員（古嶋津義君） 名前の、農村合併槽か何とか——。

○委員（増田一喜君） 何か、1次で、ためるだけで、そして、それにつないでとかなんか、やってみたいたったけど。今も1槽、2槽って分けてある、中で。

○下水道建設課長（福田新士君） 多分、言われるのは、単独浄化槽と合併浄化槽の違いだと思います。

以前、製造されていた単独浄化槽につきましては、トイレのみを浄化させて、お風呂とか手洗い場、台所等はそのまま流すという、雑排水をですね、処理しないで流すというのが主流でした。

しかし、平成13年度の法改正と製造停止をもって、今現在ではもう、15年ほどは合併浄化槽のみが設置されておりますので、耐用年数等も考慮して、合併浄化槽に、これからどんどん切りかわっていくのではないだろうかという考察を持っております。

○委員（増田一喜君） ということは、多分、把握してないでしょうね、その1次合併槽か——、いや、1次浄化槽かなんかというか、今現在、昔つくられて、まだ今でもそれを使われているというような、それはもう把握できてないんでしょうね。何か、ちらっと聞くときには、合併じゃなくて、前のまんまのという話も時々聞くことがあるもんですから。そういうのは把握しないのかな。

○下水道建設課長（福田新士君） 詳細には把握しておりませんが、八代市全体としましては、3割程度の浄化槽の設置ということで聞いております。

○委員（増田一喜君） できれば、そういう昔の使えないような浄化槽があれば、それを合併槽に切りかえていってもらいたいような話のほうで、大体、球磨川から南側が多いんでしょう

ね、高田地区とか、そういう、そっちのほうにやっていたほうがいいのかなという気持ちはありますけど、一つの意見として、よろしくお願いいたします。

○委員長（福島安徳君） ほかに。

○委員（野崎伸也君） ケース3ば選ばれたということですけども、今御説明を聞きよったら、個人の設置負担の割合とか、あとは市のほうの負担の関係とかというのを話をされて、そっち、両面でも、合併浄化槽のほうがいいんだと、そのケース3の地区ちゅうか、整備計画にしてからやっていくほうがいいんだというような話だったですけども、もう1枚いただいているのはあつとですけども、比較して、公共下水道、合併浄化槽の費用比較という、これが説明がなかったんですが、私たちも市民に聞かれたときに説明をせなんというのがあって、いまいち、今の説明じゃですね、本当にどっちが有利なのかと、合併浄化槽も個人的に負担的には将来的にもいいんだよというふうな説明ば、どがん面ば特にお話しすれば納得するのかなというのがあって、どこら辺なんでしょうね、それ。ここにいろいろ、年間の保守点検とかも入ればですよ、3万9200円とかというのもあるし、じゃあ、そぎゃん思えば下水道のほうがよくじゃなかですかて、安かしていうともあつじゃなかですか。そこら辺はどぎゃんですか。

○下水道建設課長（福田新士君） 今、めくっていただいて2枚目のところの説明をさせていただきます。

これは、維持管理の費用の比較をさせていただきました。左のほうを見ていただくと、——上下になっていますね。失礼しました。上段が公共下水道、右側のほうを見ていただくと、現使用料金、仮に今、人口割で世帯人数2.数人となっておりますので、3人世帯を見ていただきますと、現使用料金は3670円、これがい

ろんな面、先ほど言いました20年で概成させるということで、全区域を持っていった場合、料金を改定せざるを得なくなりまして、使用されとる使用料としまして5870円、この3670円の右側に移行せざるを得なくなると。この5870円の使用料金を合併浄化槽、下段のところの月々の費用ということを割り算させていただきましたら、現在、おおよそですけど、3270円かかっていると。3270円が3人世帯の現行使用料金3670円とほぼ同じという解釈を持たせていただきまして、20年後には費用負担が下水道のほうが大幅に上がるというところで、公共下水道を延ばしていった場合に接続されるのかというのを、今は下水道のほうが、使用料としては余り変わらないから、維持管理面、公がしますよということで了解をいただいております。しかし、これが逆転するとどうなのかということと、先ほど言いました工事費用等の面で考察させていただきました。よろしいでしょうか。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

合併浄化槽を今から設置される方に対しての説明としては、非常に、これでいいのかなと思うんですね。ただ、今からまだ下水道を進めていくところがありますよね。あるいは、もう接続しているところもある。そういった方々については、この20年後の使用料金というのを見せたときに、おいたって、こうなっじゃなかですか。私のところ、今、5人で5420円なんですけど、これが8670円になっですよね。そやんなったときに、うちもやめたかなとかって話になりやせぬですか。ちがうとですか。

○下水道建設課長（福田新士君） ちょっと説明がうまくいってなかったみたいですけど、これは全体計画区域を整備した場合の話でございまして。

○委員（野崎伸也君） 高田、植柳、東日奈久

までやった場合のって話。

○下水道建設課長（福田新士君） そうです。いった場合には、1世帯当たりの設置費用が800万ほどかかり、使用料金もそれに伴って改定をせざるを得ないということで、この料金を設定しますよというような話です。

だから、現使用料金を、物価スライドはありますけど、大幅に変えるということは、今のところ、今の区域内であれば、考えてはおりませんので。微々たる上昇は考えておりますが。

○委員（野崎伸也君） 午前中じゃなかった、先ほど、下水道のですね、決算のやつもあったんですけども、今のところ、この料金でいってるといのは、多分に、いろいろですね、一般会計からの繰り入れとかがあって、あれが成り立っているというのはわかるというふうに思うんですけども、基本的には、やっぱり、使用料金ば上げていかぬと、どやんしようもなかというとは、さっきのやつでわかったわけですから、今言われたように、ただというとはなかですが、これより上がるちゅうとは、もう間違いな話なんですね。上げていかぬと、だって、やっていけぬですけん。

○委員長（福嶋安徳君） 全員が接続すれば、そやん高うならんとですたい。

○委員（野崎伸也君） 年々、20年後という、また人口が減ってきとったいね。だけん、とりあえず、あんまりよくは言わんとですけど、厳しか状況かなというふうには思います。ただ、今後の整備計画としては、もうケース3ば選ばれたというのは了解をするところでございます。

○委員（古嶋津義君） 北部下水道こつも聞いてよかったか。

○下水道建設課長（福田新士君） はい。

○委員（古嶋津義君） 北部下水道も聞いてよかったか。（「よかですよ」と呼ぶ者あり）

たしか、今説明のあったように、下水道事業

については、一般会計から繰り入れて、何とか計算上は黒字になっとならばってん、経営の見通しとしては大変厳しいであろうというふうなことは私も理解をして、ただいま説明のあったように、ケース３かなというふうに、それは理解をします。

ただ、下水道の事業ですが、これから継続はしていくのでしょうか。例えば、この前も課長にはお話をしたと思いますが、北部下水道のことで申しわけないんですが、下村地区というのは今、去年ぐらいまでやったか、その上の地区、宮原の下に中島地区というところがあるんですが、あそこから大変、要望のあつとですが、もう大概しまいじゃなかろうかちゅう話も聞きますもんですから。

○下水道建設課長（福田新士君） 特定した地区でありますけれども、今のところ検討しておりますので、ここにつきましては、先ほどの説明いたしましたとおり、計画区域を現行のまま、必要性を考慮しながらではありますけれども、延ばしていきますので。以前も説明させていただきましたけれども、１軒ぽつんと離れたところへ迎えに行くのには不効率性がありますので、そこは諦めていただくようなケースが出てこようかと思えます。集落があるところにつきましては、現在、考慮しております。計画どおり進まさせていただきます。

以上です。

○委員長（福岡安徳君） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） ないようです。

以上で、八代市污水適正処理構想についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後２時５０分 小会）

（午後２時５２分 本会）

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市斎場設備状況調査及び施設整備構想について）

○委員長（福岡安徳君） 本会に戻します。

次に、生活環境に関する諸問題の調査に関連して１件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市斎場設備状況調査及び施設整備構想についてをお願いします。

○環境課長補佐（武宮 学君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境課の武宮でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日使用します資料は、建設環境委員会資料、八代市斎場設備状況調査及び施設整備構想についてと表題を記載しているものでございまして、概要版にて説明をさせていただきます。この説明資料でございますが、御準備方お願いします。それでは、着座にて説明させていただきます。

時間の都合上、要点だけを押さえた形で説明をさせていただきますが、特に、冒頭の現況調査の部分につきましては駆け足で説明しますこと、まずもって御了承をいただきたいと思います。

それでは、１ページをお願いいたします。

１ページの（１）から２ページの（４）までは、現況調査の結果を掲載しております。

１ページの（１）人口・死亡者数の推移でございますが、表１－１に、過去１０年間の人口と死亡者数の推移を示しております。人口は年々減少しておりますものの、死亡者数につきましては、高齢化の進展に伴いまして増加傾向にございます。

続きまして、（２）の斎場の施設概要でございますが、市斎場は、昭和５５年１１月に供用を開始しております。鉄筋コンクリート造、一部２階建て、火葬炉は４基、うち大型炉が１基

ございます。また、平成22年度に耐震調査を実施しておりまして、耐震性は問題ございません。

2ページをお願いいたします。

(3)の八代市斎場の火葬取扱状況でございますが、表1-3に、平成24年度から26年度までの稼働日数と延べ火葬件数、この表では延べ件数となっておりますが、火葬件数でございます。延べ火葬件数を示しております。市斎場では、3カ年合計で4182件の火葬を行っておりまして、稼働日数の欄の合計1092日で割り戻しますと、1日当たりの平均的な火葬件数は3.83件というふうになっております。

続きまして、(4)八代市斎場の火葬割合(持込率)と書いてある部分を説明させていただきます。市斎場への持ち込み率、市斎場で火葬する率ということでございますが、3カ年平均で75.88%、参考としまして記載しております、右側の組合斎場への持ち込み率は23.29%となっております、残りの0.83%は市外の斎場を利用したことによるものでございます。

続きまして、資料が前後いたしまして大変恐縮ですが、5ページをお願いいたします。

大項目3、設備等機能診断調査結果という項目がございますが、この部分は現況調査と類似した項目でございますので、先に説明をさせていただきます。

本項目は、市斎場設備等の機能診断調査結果を示したものでございまして、調査は平成27年9月に2回実施をしております。

まず、土木、建築設備でございますが、平成22年度に耐震調査を実施しておりまして、十分な耐震性を有しているという結果が出ております。また、空調、床、屋上なども必要な修繕が実施されておりまして、目立った経年劣化は見られません。

次に、火葬炉でございますが、2号炉の運転状況を確認しておりまして、炉内の吹き返しもなく、また、燃え残りや黒煙などの形跡もないことから、燃焼状態は比較的良好でございます。

その他、排ガス処理設備や電気設備、附帯設備などにつきましては、特に大きな問題はないという調査結果となっております。

資料、恐縮ですが、戻りまして、3ページをお願いいたします。

大項目2の将来火葬需要と火葬炉の必要基数でございます。この項目では、将来人口と死亡者数の予測結果をもとに、市斎場における総火葬需要と火葬炉の必要基数を推計しております。

まず、(1)八代市の将来人口と死亡者数の予測でございますが、表2-1に示しておりますとおり、本市の年平均死亡者数は、平成41年ごろでピークを迎えておりまして、上から3段目でございますが、おおむね1865人となっております。その後は徐々に減少に転じていくものと予測しております。

下段に、今後約50年間の年平均死亡者数の推移を棒グラフで示しております。黒で一部塗りつぶしておりますところが、死亡者数がピークを迎えます平成37年から41年度の部分でございます。

続きまして、4ページの(2)将来総火葬需要の推計でございます。

総火葬需要と申しますのは、市斎場で火葬を行う総件数でございますが、八代市民だけでなく、市外の方、あわせまして死産児などの火葬を含めたトータルの件数、総件数というふうに認識いただければというふうに思います。

表2-3に総火葬需要の推移を示しておりますが、死亡者数がピークを迎えます、先ほど申しました平成41年度には総火葬需要が年平均で1527件と推計されておりまして、その後

は徐々に減少に転じていくものと予測しております。

そこで、この総火葬需要、平成41年度の数値をもとに、将来必要となる火葬炉の基数を求めたものが、次のページ、5ページの表2-4でございます。

表2-4に、必要基数の欄に示しておりますとおり、火葬件数がピークとなります平成41年度を見てみますと、4基で、3.30となっておりますので、基数としては4基で十分であるという結果となっております、将来的にも、現在、市の斎場にあります火葬炉4基の増設は、将来的にも不要であるという調査結果になっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

大項目4、既存施設の長寿命化（延命化）対策でございます。

市斎場の建物につきましては、耐震性も問題なく、コンクリート構造物の耐用年数が約50年であることを考えますと、今後15年程度はもつのではないかと考えております。

そこで、現在稼働しております火葬炉を今後15年程度、長寿命化させるための対策が表4-1でございます。ちょっと見つろうございますので、一番最後のページにA3判のカラー版を添付して用意してございますので、御確認ください。

平成28年度から、最後のくだり、平成42年度まで、15年間の長寿命化対策を示しておりますが、ピンクで着色をしております部分が、15年間の中で唯一、大規模改修を行うところでございます、大規模改修を行う年度としましては、平成30年度と平成40年度、10年後の平成40年度に大規模改修を予定しております、このことによりまして市斎場を15年程度延命化することが可能となる見込みでございます。それに要する概算費用としましては、表の一番最後に記載しておりますが、おお

むね2億1600万円程度と試算をしているところでございます。

また戻りまして、7ページを、1枚前のページをお願いいたします。

大項目5に新斎場整備案の検討、大項目6に市斎場に係る今後の方向性を記載をしております。

まず、新斎場整備案でございますが、(2)の新斎場の位置につきましては、既存敷地での全面更新（改築）と、移転新築の2案が考えられます。

それぞれに要する工事概算費につきましては、(3)に記載しておりますとおり、既存敷地での全面更新（改築）の場合が約11億3300万円となっております、移転新築の場合は、その金額に用地費、造成費、附帯工事費等の追加が必要となっております。

続きまして、大項目6の市斎場に係る今後の方向性でございますが、結論だけ申し上げます。今後の方向性としましては、一番文末に書いておりますとおり、市斎場の長寿命化（延命化）対策を今後も進めますとともに、同時並行で新斎場整備の検討を行っていくこととしております。

以上、説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 5ページの、必要基数ということで3.30ですかね、41年度です、なってるんですけど、今現状の4基ということで、今、1基は結構、予備として稼働させないような状況があつてかというふうに思いますけど、4基フル稼働して大丈夫かなというところがありますけど、そこら辺はどういうふうに考えられていますか。

○環境課長補佐（武宮 学君） あくまでですね、この3.30といいますのは、最大稼働し

たときの最多の数を2で割ったものでございます。

冒頭、説明しましたが、これまでの実績では3.83という平均的な件数となっております、今現在でも、中山委員さん御指摘のとおり、4基ある火葬炉のうち1基を予備炉として使って、今稼働をしております、今現在、実稼働しておりますのは3基、で、午後の3基で、あわせて6基となります。

そういったことで、将来的には、平成41年度がピークとなって、その後、減少しますので、組合斎場を含めましても、今、現有、市の火葬炉にある4基で十分ではないかと。組合斎場に3炉、3基ありますので、十分、それ、含めたところで対応は十分可能ではないかというふうに判断をしております。

以上でございます。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で、八代市斎場設備状況調査及び施設整備構想についてを終了いたします。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようでしたら、私から1点だけあります。

先日、執行部より、環境センターを委員会で管内調査していただきたい旨、申し入れがありました。よって、本件について管内調査を実施するか、御協議を願いたいと思います。

環境センターの、今、建設中ですが、そのところにですね、山口課長がおいででございますので。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 現在、環境センター建設につきましては、エネルギー回収推進施設のくい打ち工事を行っており

ます。そういう状況を委員さんの皆さんに現地で見いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福島安徳君） いかがですか。

○委員（野崎伸也君） いいんじゃないですか。

○委員長（福島安徳君） じゃあ、見学、調査するということで、よろございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） それでは、本件についての管内調査を実施することとし、日程等については事務局と調整し、後日、各委員に御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

一応、委員長案では、大体27日あたりに予定しようかなと思っておりますけれども。

○委員（古嶋津義君） 一応決めとってもらったら――。

○委員長（福島安徳君） よろございますか。決めとったほうがよければ、決めさせていただきます。

○委員（増田一喜君） 今月の27日だった。

○委員長（福島安徳君） 小会します。

（午後3時09分 小会）

（午後3時11分 本会）

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。御苦労さまでした。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

所管事務調査2件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会の委員長である私に、１０月２９日から１１月２日までの５日間、中華人民共和国の北海市へ、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結２０周年記念事業出席のため、執行部より同行依頼がありました。このことについて議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後３時１３分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２８年９月１５日

建設環境委員会

委員長